アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

令和２年７月１日

農林水産大臣公表

（一部変更：令和６年 10 月 31 日）

目次

前文 1
第１章　基本方針 2
　第１　基本方針 2
第２章　発生予防対策 5
　第１節　発生の予防及び発生時に備えた事前の準備 5
　　第２－１　平時からの取組 5
　　第２－２　発生に備えた体制の構築・強化 8
　第２節　浸潤状況調査 12
　　第３　浸潤状況を確認するための調査及び野生いのしし対策 12
第３章　まん延防止対策 14
　第１節　豚等における防疫対応 14
　　第４　異常豚の発見及び検査等の実施 14
　　第５　病性等の判定 22
　　第６　病性等判定時の措置 26
　　第７　発生農場等における防疫措置 31
　　第８　通行の制限又は遮断（法第 15 条） 39
　　第９　移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第 32 条） 40
　　第 10　家畜集合施設の開催等の制限等（法第 26 条、第 33 条及び第 34 条） 47
　　第 11　消毒ポイントの設置（法第 28 条の２） 49
　　第 12　ウイルスの浸潤状況の確認等 51
　　第 13　予防的殺処分（法第 17 条の２） 58
　　第 14　ワクチン 60
　　第 15　家畜の再導入 61
　　第 16　発生の原因究明 63
　第２節　野生いのししにおける防疫対応 64
　　第 17　感染の疑いが生じた場合の対応等 64
　　第 18　病性の判定 66
　　第 19　病性判定時の措置 67
　　第 20　通行の制限又は遮断（法第 10 条及び法第 25 条の２第３項） 69
　　第 21　移動制限区域の設定（法第 32 条） 70
　　第 22　家畜集合施設の開催等の制限等（法第 26 条、第 33 条及び第 34 条） 75
　　第 23　消毒ポイントの設置（法第 28 条の２） 77
　　第 24　ウイルスの浸潤状況の確認等 79
第４章　その他 81
　　第 25　その他 81
【参考】 82
　　アフリカ豚熱の診断マニュアル 82
　　豚の評価額の算定方法 87
　　アフリカ豚熱に係る防疫スケジュール例 90

※　留意事項

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（令和６年 10 月 31 日付け６消安第 4352 号農林水産省消費・安全局長通知。）

前文

１　アフリカ豚熱（ぶたねつ）は、国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。

２　アフリカ豚熱には、治療法や予防法がなく、その病原性の高さから、ひとたびまん延すれば、
（１）長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、
（２）国民への畜産物の安定供給を脅かし、
（３）地域社会及び地域経済に深刻な打撃を与え、
（４）国際的にも、アフリカ豚熱の非清浄国として信用を失うおそれがある。

３　現在、アフリカ豚熱は、アフリカ大陸だけでなく、ロシア、東欧地域においても発生が拡大しており、平成 30 年８月には中国においてもアジアで初めて発生が確認された。その後、モンゴル、ベトナム、カンボジア、北朝鮮、ラオス、ミャンマー、韓国等へ発生が拡大していることに加え、国際的な人及び物の往来が急速に増加している状況を踏まえると、今後、我が国にアフリカ豚熱が侵入するリスクが非常に高い。

４　また、アフリカ豚熱の感染の拡大には、野生動物、特に野生いのししの関与が極めて大きいと考えられている。近年、我が国では野生いのししが増加傾向にあり、平成 30 年９月に我が国で 26 年振りに発生した豚熱が野生いのしし群で感染が拡大していることを踏まえれば、アフリカ豚熱ウイルスが我が国に侵入し、野生いのしし群にまん延した場合、豚熱と同様に早期の清浄化が困難となるおそれがある。

５　さらに、アフリカ豚熱は、世界的にもワクチンが実用化されていないため、豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）への感染リスクの低減を図るためには、飼養衛生管理基準の遵守が極めて重要であり、併せて、水際において国内へのウイルス侵入防止を徹底する必要がある。

６　このため、国民、日本への入国者及び帰国者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内にアフリカ豚熱ウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、豚等の所有者（当該豚等を管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体等とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

７　なお、本指針については、海外におけるアフリカ豚熱の発生状況の変化、科学的知見及び技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、３年ごとに再検討を行う。

第１章　基本方針

第１　基本方針

１　アフリカ豚熱の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」、さらには「迅速かつ的確な初動防疫対応」である。

２　国は、人、物等を介した諸外国から我が国へのアフリカ豚熱ウイルスの侵入を防止するため、家畜及び畜産物をはじめとした家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれのある物に係る輸出入検疫を適切に実施する。

３　豚等の所有者は、豚等の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、豚等の飼養衛生管理等の措置を適切に実施しなければならない。そのために重要なのは、豚等の健康観察と記録、アフリカ豚熱が疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行、長靴の交換やいのしし、ねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することである。

このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、全ての豚等の所有者が　その重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

（１）農林水産省は、都道府県や豚等の所有者、飼養衛生管理者（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の３の２第１項の飼養衛生管理者という。以下同じ。）、関係団体等に対し必要な情報の提供を行うとともに、飼養衛生管理指導等指針を策定し、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、都道府県に対し必要な指導及び助言を行うことに加え、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）等が実施するアフリカ豚熱に関するワクチン等の研究を推進する。

（２）都道府県は、平時から、豚等の所有者や飼養衛生管理者、関係団体等に対し、必要な情報の提供を行うとともに、飼養衛生管理指導等指針に即して策定する飼養衛生管理指導等計画に沿って、アフリカ豚熱の発生予防を徹底する。また、発生時に備えて、都道府県を挙げた動員計画や防疫資材の調達計画を策定し、体制の整備等の準備を行う。

（３）市町村及び関係団体等は、都道府県の行う豚等の所有者等への必要な情報の提供や発生時に備えた準備に協力するとともに、豚等の所有者に必要な支援を行う。

（４）飼料の製造・販売業者、家畜市場等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場や化製処理施設等の所有者などの畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、農林水産省及び地方公共団体が行う家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置に協力する。

【留意事項１】畜産業に関連する事業を行う者

畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）には以下の者を含む。

１　家畜に関する事業者

家畜市場等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場、化製処理施設等の所有者、獣医師、家畜人工授精師、家畜商、農協等

２　生産資材の製造・販売業者

飼料の製造・販売業者、敷料の製造・販売業者、動物用医薬品の販売業者等

３　１及び２に係る輸送・保管事業者

家畜運搬業者、飼料運搬業者、死亡獣畜回収業者、排せつ物・堆肥運搬業者等

４　発生時には、迅速かつ的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、特に第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された豚等が飼養されている農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒に加え、第 12 の１に基づく疫学的調査による疫学関連家畜の特定が非常に重要である。

防疫措置を行うための経費については、法第 58 条から第 60 条の２までに基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっている。

また、法第 60 条の３では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の計上その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

このことも踏まえて、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動防疫対応を行う。

（１）農林水産省は、初動防疫対応等を定めた防疫方針（第６の２の（１）の防疫方針をいう。）の決定及び見直しを責任を持って行うとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を関係省庁の協力を得て支援する。また、法を踏まえ、予算を迅速かつ確実に手当てする。

（２）都道府県は、（１）の防疫方針並びに第２－２の２の（１）に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行するとともに、第 12 の１に基づく疫学調査により疫学関連家畜を早期に特定し、厳格に監視する。

（３）市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村又は関係団体等に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

５　また、アフリカ豚熱の感染源となり、感染拡大に大きな影響を及ぼす野生いのししについては、的確にアフリカ豚熱の浸潤状況を把握するとともに、感染が確認された際には、野生いのししにおけるまん延防止及び農場へのウイルス侵入防止に万全を期す必要がある。このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、

野生いのししのアフリカ豚熱対策に万全を期す。

（１）国は、野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針（以下「基本方針」という。）を示すとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。なお、基本方針については、動物衛生研究部門の研究、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門（以下「畜産研究部門」という。）の研究等を踏まえ、必要があると認めるときは、随時見直す。

（２）都道府県は、基本方針を参考に、都道府県の実情を踏まえ、野生いのしし対策を推進する。

（３）市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県が進める具体的な対策に協力する。

６　なお、国は、あらかじめ定めた４の（１）の防疫方針に基づく初動防疫対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を聴きつつ、法第３条の２第２項に基づき、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

第２章　発生予防対策

第１節　発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

第２－１　平時からの取組

１　農林水産省の取組

（１）諸外国や国際獣疫事務局（ＷＯＡＨ）等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。

（２）アフリカ豚熱の特徴、農場（豚等の飼養農場に限る。以下同じ。）へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点及び発生時に想定される防疫措置について、都道府県や豚等の所有者、飼養衛生管理者、関連団体等に情報提供するとともに、これらの情報を分かりやすくまとめ、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表する。

（３）空海港における家畜及び畜産物の輸入検疫並びに入国者及び帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、アフリカ豚熱ウイルスの伝播可能期間等を考慮しつつ、アフリカ豚熱の発生国からの入国者及び帰国者に対して、質問並びに携帯品の検査及び消毒を徹底する。また、海外由来の食品残さ（肉及び肉製品を含み、又は含む可能性がある食品残さをいう。以下同じ。）については、アフリカ豚熱ウイルスの侵入要因になり得ることから、適切な処分を実施する。

（４）食品残さを介したアフリカ豚熱ウイルスの野生いのししへの伝播を防止するため、不特定多数の人が出入りする公園、キャンプ場、観光施設等におけるごみの放置禁止、ごみ置き場等における野生動物の接触防止等のごみ対策について、関係省庁と連携して推進する。

（５）各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、飼養衛生管理指導等指針を策定し、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む人材育成を支援する。

２　都道府県の取組

（１）豚等の所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動防疫対応に必要な家畜防疫員の確保及び育成に努めるとともに、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議して獣医師のリストアップを行う。また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。

（２）１の（１）により提供を受けた発生状況に関する情報について、必要に応じ、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての豚等の所有者、関係団体等に周知する。

（３）飼養衛生管理指導等指針に即して飼養衛生管理指導等計画を策定し、豚等の所有者が飼養衛生管理基準を遵守するよう、当該計画に沿って、毎年、指導等を行

う。

（４）外国人労働者、外国人技能実習生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の内容について、十分に周知し、必要に応じて指導及び助言する。

（５）豚等の所有者に対して、その飼養している豚等につき、豚等の伝染性疾病の発生を予防し、当該豚等に起因する豚等の伝染性疾病のまん延を防止することについて、第一義的責任を有していることの理解が深まるよう周知徹底を図る。また、豚等の所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じた防疫作業への理解及び協力を得るために、豚等の所有者（６頭以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。

① 法第 51 条に基づく農場への立入検査

② 研修会の開催

なお、①及び②の措置の実施に当たっては、飼養衛生管理基準の不遵守、第４の１の届出の遅延等、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった場合、手当金及び特別手当金が減額されて交付されることを周知する。

また、特に大規模所有者（豚及びいのししにあっては 3,000 頭以上の所有者をいう。以下同じ。）については、法第 52 条に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に都道府県に報告させるなど、十分な指導を行う。

（６）農場に出入りする関連事業者に対し、衛生管理区域の出入口での消毒の励行など飼養衛生管理基準の遵守について周知するとともに、家畜市場等の家畜が集合する場所、と畜場や化製処理施設及び共同堆肥施設等に対し、交差汚染防止のための消毒設備の設置等を指導する。

（７）第９の１の（１）又は第 21 の１の移動制限区域内の農場等を直ちに特定できるよう、農場ごとに、アフリカ豚熱が発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地又は焼却施設（以下「埋却地等」という。）の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。

（８）豚等の所有者に対し、食品残さを給与していないことを確認する。給与が認められる場合には、当該食品残さについて適切な加熱処理を行うこと及び未処理の食品残さについては豚等の飼養場所と完全に隔離することについて指導する。

【留意事項２】畜産物を含む食品残さの適切な処理

肉及び肉製品を含み、又は含む可能性がある食品残さを給与する場合は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に基づき適正に処理をし、飼養衛生管理基準に基づき取り扱う。

（９）近年、養豚経営の大規模化及び効率化に伴い、従業員の業務の細分化が進み、農場の飼養衛生管理の指導については、民間獣医師に委ねられている農場が多い実態に鑑み、アフリカ豚熱の発生予防及び早期発見のため、日頃から家畜保健衛

生所と民間獣医師及び民間検査機関との連携を強化する。

（10）都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。また、防疫対応等の記録や経験について、防疫演習等の機会を積極的に捉え、適切に関係者に引き継がれるよう努める。

３　市町村及び関係団体の取組

（１）１及び２に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。

（２）豚等の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

４　関連事業者の取組

（１）消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講ずる。

（２）１から３までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第２－２　発生に備えた体制の構築・強化

１　農林水産省の取組

（１）発生時に直ちに防疫専門家、緊急支援チーム等を現地に派遣できるよう、常に派遣候補者の人材育成を含めた派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリストアップを行う。

（２）発生時に各種検査や防疫作業に係る衛生資材等の需要が急増した場合に、これら資材の供給が円滑かつ安定的に行われるよう、体制を構築する。

（３）発生時に、都道府県の防疫措置を関係府省庁の協力を得て支援することができるよう、連携体制を整備する。

（４）定期的に全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図るとともに、その共有を行う。

２　都道府県の取組

（１）発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、都道府県内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画及び必要となる資材の調達計画を事前に策定し、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

①　家畜衛生担当部局、畜産・農業関係団体のみではなく、家畜衛生担当部局以外の都道府県職員及び畜産・農業関係以外の団体を含む都道府県を挙げた動員体制とするとともに、事前に関係者との合意形成を図る。

②　都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。また、なお困難であることが見込まれる場合には、自衛隊への派遣要請について、事前に動物衛生課と調整する。

③　豚等の取扱いに慣れた保定者や特殊自動車（重機やフォークリフト等をいう。以下同じ。）を操縦する者のリストアップを行う。

④　衛生資材、薬品等の備蓄及び追加調達先の確認、特殊自動車等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。また、可能な限り、資材や特殊自動車の調達等に関する防疫協定の締結を進める。

（２）発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施するため、消毒ポイントの設置場所の調整及び地図情報システム等を活用した整理を行う。

（３）豚等の所有者に対する埋却地等の事前確保に係る指導等を徹底するとともに、周辺の住民、農場及び関連事者（以下「周辺住民等」という。）の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行う。これらの取組が十分でない場合は、次の措置を講ずるとともに、豚等の所有者に対して、これらの措置を講ずるに当たって必要な取組を求める。

①　当該豚等の所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供するとともに、必要に応じて市町村と連携して周辺住民等への説明を行う。

②　市町村その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第 21 条第７

項に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。

③　豚等の所有者、焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）の所有者又は管理者、市町村その他の関係機関、関係団体及び地域の協議会と連携し、農場ごとに、利用可能な焼却施設等を具体的にリストアップする。その際、化製処理施設については、交差汚染防止対策が講じられ、利用可能であることを確認する。さらに、発生時の防疫措置が円滑に進むよう、あらかじめ発生時の利用について、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整し、焼却施設等の所有者又は管理者と合意を得るとともに、周辺住民等の理解の醸成に向けた取組を行うよう焼却施設等の利用を計画している豚等の所有者に対して指導等を行う。また、都道府県知事は、法第 21 条第７項に基づき、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、協力を求める。さらに、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討し、埋却地等の事前準備が不十分な豚等の所有者が生じないよう支援を行う。

④　公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じて周辺住民等への説明を行う。

（４）大規模所有者のうち、特に豚等の頭数が多く、発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者に対して、発生に備えた対応計画を策定するよう指導等を行うとともに、策定された対応計画を確認し、動物衛生課に報告する。

【留意事項３】大規模所有者の対応計画の策定

都道府県は、防疫指針第２の２の（４）の大規模所有者に対して対応計画の策定を指導し、その内容を確認するに当たっては、都道府県が策定する動員計画及び調達計画を踏まえるとともに、以下の事項が含まれていることを確認する。

１　防疫措置中の農場内の動線図
２　防疫措置完了までに必要な農場内で防疫作業に当たる人員
３　防疫措置完了までに必要な農場内で使用する資材
４　豚等の死体の処理方法（焼却又は埋却の具体的な段取り、土地利用に関する周辺住民等への説明等）

【留意事項４】化製処理施設における交差汚染防止対策

都道府県は、農場ごとに利用可能な化製処理施設を具体的にリストアップする際に、以下の交差汚染防止対策が講じられていることを確認する。

１　車両消毒設備の整備及び消毒の徹底

化製処理施設の出入口には、タイヤが浸漬できる消毒槽とゲート式車両消毒装置、動力噴霧器等の設備等を整備し、発生農場から搬入する車両はもとより、施設内へ出入りする全ての車両について、入退場時及び交差汚染の可能性がある場所での作業終了後に消毒の徹底を図ること。

２　死体及び汚染物品受入搬入口の区別
原則として、死体及び汚染物品受入搬入口は他の搬入口と明確に区別すること。
３　交差汚染防止対策の実施
原則として、患畜又は疑似患畜が確認された農場（以下「発生農場」という。）から搬入する車両と、非発生農場から搬入する車両の動線を交差させないこと。また、牛など他の家畜を含む荷下ろし等の作業において、作業員等が原因となる車両の交差汚染が生じないよう、作業員等の動線にも注意すること。なお、設備の構造等によりやむを得ず交差が避けられない場合には、当該作業を実施した後、作業場所の消毒を徹底し、作業員等の長靴及び手袋についても消毒すること。

【留意事項５】化製処理施設利用に係る合意について
都道府県は、化製処理施設の利用を計画している豚等の所有者に対して、その所在地を管轄する都道府県、市町村と調整し、以下に掲げる事項を含めた防疫計画を策定の上、化製処理の所有者又は管理者と合意を得るとともに、周辺の住民、農場及び関連事業者の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行う。
１　化製処理施設利用に当たっての死体等の受入体制
２　化製処理施設内における作業動線
３　化製処理に当たって使用するライン
４　作業中の病原体拡散防止策
５　化製処理後産物の取扱い

（５）発生時には、都道府県内の危機管理部局等の関係部局及び近隣の都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の豚等の飼養状況、（１）に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画、（２）から（４）までの取組状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

【留意事項６】野生動物対策に係る連携・協力体制の整備
特に発生時には、野生いのししを介したウイルスの拡散防止対策及び野生いのししにおけるウイルスの浸潤状況の確認を的確に実施する必要があることから、平時から、野生いのししにおける家畜の伝染性疾病の病原体の感染状況の調査等の取組を通じ、都道府県の家畜衛生担当部局並びに鳥獣対策担当部局（農林）及び野生動物担当部局（環境）等を含む行政機関、関係団体との間の連携・協力体制の整備に努める。

（６）発生時に都道府県内の危機管理部局等の関係部局、近隣の都道府県、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、国が示す防疫スケジュールに即して、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図る。
また、家畜市場等の家畜を集合させる催物やと畜場等の施設は、感染の拡大の

要因となりやすいことに留意し、これらの催物・施設の関係者や公衆衛生部局とも連携し、平時における準備並びに発生時における対応及び役割分担について整理する。

【留意事項７】アフリカ豚熱の防疫スケジュール例

都道府県は、防疫演習を実施する場合は、別紙３「アフリカ豚熱に係る防疫スケジュール例」を参考とする。

（７）発生時には、発生地域の豚等の所有者や防疫措置従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることとなることから、総務部局、精神保健主管部局等とも連携し、相談窓口の設置等具体的に対応できるよう努める。

（８）豚等及び野生いのししにおけるアフリカ豚熱ウイルスの浸潤状況を適切に監視し、発生を迅速に発見するための検査体制を整備する。

３　市町村及び関係団体の取組

（１）１及び２に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。

（２）豚等の所有者が行う発生予防及びまん延防止の取組に対する支援を行う。

４　関連事業者の取組

（１）消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講ずる。

（２）１から３までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第２節　浸潤状況調査

第３　浸潤状況を確認するための調査及び野生いのしし対策

１　臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定

都道府県は、法第 51 条第１項に基づき、当該都道府県内の農場（豚等を６頭以上飼養するものに限る。）について、立入検査を行い、臨床検査により第４の２の（３）に掲げる症状が認められた豚等（以下「異常豚」という。）の摘発及び当該異常豚の病性鑑定を実施する。ただし、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和２年７月１日農林水産大臣公表）の第３－１の１により立入検査を実施している場合は、これに代えることができる。

２　病性鑑定材料を用いた調査

都道府県は、原則として、家畜保健衛生所における豚等の全ての病性鑑定事例において、解剖検査の上、豚熱の遺伝子検出検査（豚熱に係るものにあってはＲＴ－ＰＣＲ検査又はリアルタイムＲＴ－ＰＣＲ検査、アフリカ豚熱に係るものにあってはＰＣＲ検査又はリアルタイムＰＣＲ検査をいう。以下同じ。）及び血清抗体検査並びにアフリカ豚熱の遺伝子検出検査を実施する。

【留意事項８】病性鑑定材料を用いた調査におけるアフリカ豚熱の検査方法

豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）の病性鑑定材料を用いた調査における検査方法は、遺伝子検出検査（ＰＣＲ検査又はリアルタイムＰＣＲ検査をいう。以下同じ。）とし、実施に当たっては、別紙１「アフリカ豚熱の診断マニュアル」を参考とする。

３　野生いのししの調査（法第５条第３項）

都道府県は、関係機関、猟友会等の関係団体等の協力を得て、野生いのししの生息状況の把握に努めるとともに、アフリカ豚熱ウイルスの浸潤状況を的確に監視・把握するため、積極的に野生いのししから検体を収集し、豚熱ウイルス及びアフリカ豚熱ウイルスの感染の有無の調査を強化・徹底する。

【留意事項９】死亡した野生いのしし又は捕獲した野生いのししの確認事項

都道府県は、関係機関、猟友会等からの連絡により死亡した野生いのしし又は捕獲された野生いのししを検査する場合は、確保された正確な場所（緯度・経度を含む。）、性別、大きさ、推定年齢、確保時の野生いのししの状況等の情報について聴取りを行うこと。

【留意事項 10】現地で採材する場合に携行する用具

野生いのししの検査のため、現地で採材を行う場合の用具等については、「ＣＳＦ・ＡＳＦ対策としての野生いのししの捕獲等に関する防疫措置の手引き」（令和２年３月環境省・農林水産省公表。以下「手引き」という。）を参照する。

【留意事項11】野生いのししのアフリカ豚熱の検査に用いる検体及び方法

原則として、捕獲いのししの場合は血液、死亡いのししの場合は血液（採取できた場合に限る。）、扁桃、脾臓、腎臓又は耳介を用いて遺伝子検出検査を実施すること。なお、実施に当たっては、実験室における交差汚染防止対策を徹底の上、別紙１「アフリカ豚熱の診断マニュアル」に準じて実施する。

４　調査結果の報告

都道府県畜産主務課は、１から３までの調査等の結果について、毎年度、動物衛生課に報告する。ただし、陽性が確認され、豚熱ウイルス又はアフリカ豚熱ウイルスの感染の疑いがある場合は、その都度、動物衛生課に報告するものとする。

５　１から３までの調査を行う調査員の遵守事項

（１）１及び２の調査を行う者は、次の事項を遵守する。

①　農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。

②　帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

③　立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、第５の１の判定により陰性が確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

（２）３の調査を行う者は、次の事項を遵守する。

①　野生いのししの検体の採材時には、原則として防疫服等を着用し、他に汚染を拡げないように注意すること。

②　入山後に、使用した靴は洗浄・消毒を実施し、付着した土等を持ち出さないこと。

③　帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

【留意事項12】野生いのししを検査する場合の関係者への指導に関する事項

都道府県は、野生いのししを確保した者等が直接家畜保健衛生所に搬入する場合等にあっては、野生いのししに病原体が含まれている可能性があることを踏まえ、関係者に対し、車両から汚染物が漏出しない措置や確保した場所の消毒を徹底すること等について、手引きを参照に指導する。

第３章　まん延防止対策

第１節　豚等における防疫対応

第４　異常豚の発見及び検査等の実施

１　豚等の所有者等から届出を受けたときの対応

都道府県は、豚等の所有者、獣医師等から、異常豚を発見した旨の届出を受けた場合には、動物衛生課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

また、届出者等に対し、当該農場の豚等及び豚等の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

【留意事項 13】異常豚の届出を受けた際の報告

都道府県畜産主務課は、豚等の所有者、獣医師等から、臨床検査により第４の２の（３）に掲げる症状が認められた豚等（以下「異常豚」という。）を発見した旨の届出を受けた場合には、別記様式１により、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。なお、報告に当たっては、確認が取れた事項から報告することとし、確認に時間を要する事項については、確認が取れ次第報告すること。

【留意事項 14】家畜防疫員が現地に携行する用具

１　農場立入用衣類：長靴、防疫服、手袋、シューズカバー、メディカルキャップ、防塵マスク等

２　臨床検査用器材：体温計、保定用具（ワイヤー、ロープ等）、白布（消毒薬に浸し、その上に３の器材を置くために用いる。）、鎮静剤、懐中電灯等

３　病性鑑定材料採取用器材：採材用器具（解剖器具（外科用ハサミ、メス、有鈎ピンセット）、採血器具（採血針、採血管、採血ホルダー等））、アルコール綿、保冷資材、クーラーボックス、病性鑑定材料輸送箱、ビニールシート等

４　連絡及び記録用器材：携帯電話、事務用具、各種様式用紙、地図、防水デジタルカメラ、画像送受信機等

５　消毒用器材：バケツ、ブラシ、消毒薬、消毒噴霧器等

６　その他：ガムテープ、ビニールテープ、油性マーカー、カッター、ハサミ、カラースプレー、ビニール袋、立入禁止看板、着替え、食料品等

【留意事項 15】都道府県が行う指導に関する事項

１　豚等の所有者から届出があった場合

（１）豚等以外の動物を含む全ての動物について、当該農場からの移動を自粛するこ

と。
（２）当該農場の排水については、立入検査の結果が判明するまで、又は適切な消毒措置を講ずるまでの間、可能な限り流出しないようにすること。
（３）農場の出入口を原則１か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
（４）農場外に物を搬出しないこと。また、豚等の所有者及び従業員等が外出する場合には、農場内で使用していた衣服や靴等を交換し、適切な消毒等を行うこと。
（５）異常豚及び当該異常豚の精液等の生産物、排せつ物等（胎盤を含む。以下同じ。）、敷料等は、他の豚等と接触することがないようにすること。

２　獣医師から届出があった場合
（１）原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、１の（１）から（５）までのアフリカ豚熱ウイルスの拡散防止に関する指導をすること。
（２）家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。
（３）帰宅後は、車両内外を十分に洗浄・消毒するとともに、衣服を洗濯し、入浴して身体を十分に洗うこと。
（４）異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。
（５）アフリカ豚熱と判明した場合には、異常豚を診察し、又はその死体を検案した日から７日間は、豚等の飼養施設（当該農場を除く。）に立ち入らないこと。

３　家畜市場から届出があった場合
（１）豚等の移動を自粛するとともに、必要に応じて当該家畜市場に出入りする関係者に情報提供すること。
（２）畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に出入りさせないこと。
（３）従業員等（異常豚の届出時に家畜市場に入場していた全ての者をいう。以下（４）において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
（４）従業員等及び（１）の情報提供を受けた者のうち異常豚の搬入日以降に当該家畜市場に入場した者（以下「市場入場者」という。）は、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。
（５）異常豚の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、１の（１）から（５）までの指導を行うこと。
（６）異常豚の出荷に使用された車両及び運転手並びに同日に当該家畜市場に家畜を搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が

所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

（７）異常豚が搬入された日以降に家畜市場から移動した豚等の移動先を特定すること。

（８）アフリカ豚熱と判明した場合には、市場入場者に対し、異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された日から７日間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び市場入場者が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、市場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

４　と畜場から届出があった場合

（１）異常豚及びこれと同一の農場から出荷された豚等のと畜を中止するとともに、必要に応じて当該と畜場に出入りする関係者に情報提供すること。

（２）畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に出入りさせないこと。

（３）従業員等（異常豚の届出時にと畜場に入場していた全ての者をいう。以下（４）において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。

（４）従業員等及び（１）の情報提供を受けた者のうち異常豚の搬入日以降に当該と畜場に入場した者（以下「と畜場入場者」という。）は、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設に立ち入らないこと。

（５）異常豚の所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、１の（１）から（５）までの指導を行うこと。

（６）異常豚の出荷に使用された車両及び運転手並びに同日に当該と畜場に家畜を搬入していた車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常豚が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

（７）アフリカ豚熱と判明した場合には、と畜場入場者に対し、異常豚が患畜又は疑似患畜と判定された日から７日間は、豚等の飼養施設（異常豚出荷農場及びと畜場入場者が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、と畜場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

２　都道府県による臨床検査

（１）家畜防疫員は、１の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常豚及び同居する豚等に対する体温測定をはじめとした徹底した臨床検査を行う。その際、異常豚を含む豚等の群の状況についてデジタルカメラで撮影する。

（２）家畜防疫員は、臨床検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、症状等に関する報告及び撮影した写真を都道府県畜産主務課に電子メールで送付する。

（３）都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査等の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、当該豚等の写真、症状、同居する豚等の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

① 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある。

② 同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、次のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね１週間程度）に増加している。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

ア 摂氏 40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退

イ 便秘、下痢

ウ 結膜炎（目やに）

エ 歩行困難、後躯麻痺、けいれん

オ 削痩、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）

カ 流死産等の異常産の発生

キ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便

③ 同一の畜舎内において、一定期間（概ね１週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡する。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

④ 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の豚等に白血球数の減少（１万個/μｌ 未満）又は好中球の核の左方移動が確認される。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

⑤ 豚等から採取した検体について動物用生物学的製剤（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 83 条第１項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第 14 条第１項、第 19 条の２第１項、第 23 条の２の５第１項又は第 23 条の２の 17 第１項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。）若しくは再生医療等製品（医薬品医療機器等法第 83 条第１項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第 23 条の 25 第１項又は第 23 条の 37 第１項の承認を受けた再生医療等製品をいう。）又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体から豚熱ウイルス若しくはアフリカ豚熱ウイルス の抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体（予防的ワクチン接種により産生された抗体及び母豚からの移行抗体を除く。）が確認される。

【留意事項 16】死亡の理由が豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によることが明らかな場合の指導事項

豚等の死亡理由が、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、

風水害その他の非常災害等の豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合であっても、一定期間（概ね一週間程度）は、死亡豚等の周辺を中心に臨床症状の有無等の観察を継続し、異常豚が確認された場合は、家畜保健衛生所へ届け出るよう指導すること。

３　検体の送付

（１）都道府県は、２又は豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針第４の８の（１）により、アフリカ豚熱の診断を行うこととなった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、検体（血清、抗凝固剤加血液並びに死亡豚等の扁桃、脾臓及び腎臓）を動物衛生研究部門に送付するとともに、家畜保健衛生所においてアフリカ豚熱の遺伝子検出検査を実施する。

（２）都道府県は、１の異常豚の届出を受けた場合又は第３の１の臨床検査で異常豚を確認した場合で、動物衛生研究部門に検体を送付しない場合であっても、第３の２の調査として、家畜保健衛生所においてアフリカ豚熱の遺伝子検出検査を実施する。さらに、必要に応じ、類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査も行う。

（３）豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針第６の１の（５）により行う異状の原因の調査において、アフリカ豚熱の診断を行うこととなった場合も、同様に検体を動物衛生研究部門に送付する。

【留意事項17】アフリカ豚熱の診断のための動物衛生課との協議について

アフリカ豚熱の診断のための検体の送付に当たっては、以下の点について確認した上で、動物衛生課とあらかじめ協議する。ただし、アフリカ豚熱はウイルス株の病原性の違いによって、甚急性型から慢性型まで多様な病態を示す可能性があるため、協議に当たっては、動物衛生課が下記１及び２以外の疫学情報を確認する場合がある。

１　家畜防疫員による臨床検査及び所有者に対する聴取りにより、豚等に発熱、元気消失、食欲不振等が見られ、これが群内で拡がっているかどうか。また、複数頭で死亡が確認されているかどうか。

２　家畜防疫員による解剖検査で、アフリカ豚熱の特徴的所見である脾臓の腫大又は腹腔内リンパ節の暗赤色化若しくは出血等が認められるかどうか。

３　血液所見で凝固不良が認められるかどうか。

【留意事項18】抗原検査に供する検体の採材

防疫指針第４の３の材料の採取については、病原体の拡散を防止するため、可能な限り家畜保健衛生所で実施することが望ましいが、豚等の運搬が困難であり、又は多数の検体を採材する場合には、次に掲げる事項に留意の上、農場内で採材する。

１　採材する場所については、万一体液等が飛散した場合も考慮して、異常豚が飼養さ

れている畜舎以外の畜舎から十分離れている等感染を防止できる場所を選択すること。

２　病性鑑定前に、採材場所の周囲に十分量の消毒液を散布すること。

３　ビニールシートの上に消毒液を浸した布等を敷き、その上に豚等の死体を置くこと。

４　採材時には検体の取違えを防止するために、個体ごとに検査記録を付けること。

５　採材に際しては、カラス、キツネ等の野生動物が検体を捕食等しないよう、テント等遮蔽物を設置するなど、それらが近づかないための措置を講じること。また、検体の残余を放置しないこと。

６　採材後、豚等の死体をビニールシートで包み、消毒液を散布又は浸漬できるポリバケツ等の容器に入れ、採材場所の周囲に十分量の消毒液を散布すること。

【留意事項 19】アフリカ豚熱の診断のための検体の保存方法及び輸送方法

アフリカ豚熱の診断のための検体の保存方法と輸送方法については、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 56 条の 25 に基づき、以下のとおり、病原体拡散防止の観点から適切に輸送・運搬すること。なお、病性鑑定依頼書（別記様式３）は、電子メールにより提出すること。

１　臓器材料が得られる場合の保存方法

（１）材料：扁桃、脾臓、腎臓

（２）材料の保存：スクリューキャップタイプのチューブ（コニカルチューブ）等で密封し、更にビニール袋に入れて汚染（漏出）防止の措置をとった上で冷蔵保存する。

２　血液が得られる場合の保存方法

（１）材料：血清、抗凝固剤加血液

（２）材料の保存：血清は、セラムチューブ等の密栓できる容器に入れる。抗凝固剤加血液は、抗凝固剤が添加されている真空採血管で採血する。これらの外側を消毒し、ビニール袋に入れて汚染（漏出）防止措置をとった上で冷蔵保存する。

４　農場等における措置

（１）都道府県は、３により必要な検体を動物衛生研究部門へ送付した場合には、２の農場の家畜の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

①　法第 32 条第１項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア　生きた豚等
イ　当該農場で採取された精液及び受精卵等
ウ　豚等の死体
エ　豚等の排せつ物等（胎盤を含む。以下同じ。）
オ　敷料、飼料及び家畜飼養器具

② 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

③ 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

④ 当該農場を中心とした半径３km以内の区域の農場について、①に掲げるものの移動自粛等の必要な指導を行う。

（２）都道府県は、３により必要な検体を動物衛生研究部門へ送付した場合には、速やかに、当該農場に関する過去 22 日間の次の疫学情報を収集し、第５の２の（２）の疑似患畜及び第 12 の１の（２）の疫学関連家畜を特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。

① 豚等の移動履歴

② 当該農場に出入りしている次の人及び車両の移動範囲及び入退場履歴
ア　獣医師及び家畜人工授精師
イ　家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両及び堆肥運搬車両

③ 堆肥等の出荷先

④ 精液及び受精卵等の出荷先

⑤ 給与飼料の情報

【留意事項 20】異常豚飼養農場に関する疫学情報の報告

都道府県畜産主務課は、当該農場に関する疫学情報について、別記様式２により動物衛生課宛てに報告する。

５　陽性判定時に備えた準備

都道府県は、３により必要な検体を動物衛生研究部門へ送付した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも７により動物衛生研究部門が行う抗原検査（遺伝子検出検査、ウイルス分離検査）の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

（１）当該農場における畜舎等の配置の把握

（２）周辺農場における豚等の飼養状況の整理

（３）第２－２の２の（１）により事前に策定した動員計画及び調達計画に沿った、豚等のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否の検討を含む。）

（４）患畜及び疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）

（５）通行の制限又は遮断の検討

（６）消毒ポイントの設置場所の選定

（７）当該農場の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係団体への連絡

【留意事項21】陽性判定がなされた場合に備えた準備に関する報告

都道府県は、陽性判定がなされた場合に備えた準備等が円滑に進められるよう、当該農場等の現地調査を行い、農場内の建物の配置、農場内外の道幅、仮設テントの設営場所及び資材置場として活用可能な場所等を整理すること。

都道府県畜産主務課は、陽性判定がなされた場合に備えた準備として講じた措置については、それぞれの項目ごとに、順次、速やかに動物衛生課にファクシミリ又は電子メールにより報告すること。特に、他機関との調整を要する、国や他の都道府県等からの人員や資材の支援の要否に関する事項については、分かり次第直ちに報告すること。

６　浸潤状況を確認するための調査でアフリカ豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、第３の２の病性鑑定材料を用いた調査で、アフリカ豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査、写真撮影及び必要な検体の採材等を行い、当該豚等の所有者等に対して４の措置を行うことを指示するとともに、３により必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。この場合、５の準備も同時に進める。

なお、第３の３の野生いのししの調査で陽性が確認された場合は、第 17 の措置を講ずる。

７　動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、３、６並びに第12の１の（２）及び第12の２により都道府県から検体の送付があった場合には、抗原検査（遺伝子検出検査、ウイルス分離検査）を行うとともに、必要に応じて、遺伝子解析・血清抗体検査を行う。また、その結果について、動物衛生課に報告する。

８　その他

１から７までの措置は、豚等の所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常豚が発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、都道府県は、と畜場等から異常豚を発見した旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該と畜場等及び出荷農場に派遣し、２及び４に準じた措置を講ずる。なお、当該家畜が当該と畜場等の所在する都道府県外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡し、連絡を受けた都道府県は直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、２及び４に準じた措置を講ずる。

第５　病性等の判定

農林水産省は、第４の３により必要な検体が動物衛生研究部門に送付された場合（それ以外の場合であって動物衛生課が特に必要と認めた場合を含む。）は、次の１及び２により病性等の判定を行うものとする。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

１　病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

（１）異常豚の通報があった場合

第４の２の臨床検査の結果並びに第４の７の動物衛生研究部門が行う抗原検査（遺伝子検出検査、ウイルス分離検査）、必要に応じた遺伝子解析及び血清抗体検査（当該検査を行った場合に限る。）の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。

①　遺伝子検出検査、ウイルス分離検査、必要に応じた遺伝子解析又は血清抗体検査のいずれかが終了していない場合（②の場合を除く。）にあっては、これらの検査のうち既に終了している検査の結果並びに臨床検査及び血液検査の結果について判定を先行して行い、可能な限り速やかに２の判定に移行する。

②　第９の１の（１）の移動制限区域内でアフリカ豚熱の発生が続発しており、疫学情報が十分に収集されている場合、又は第 12 の１の（２）の疫学関連家畜を飼養する農場において、アフリカ豚熱を疑う臨床症状が確認された場合は、動物衛生研究部門で実施する検査以外の検査結果に基づき、直ちに２の判定に移行する。

（２）浸潤状況確認のための調査で陽性が確認された場合

①　第３の２の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合には、当該遺伝子検出検査の結果、第４の６により行う臨床検査（特に体温測定）の結果及び動物衛生研究部門で行う遺伝子検査（遺伝子検出検査及び必要に応じた遺伝子解析）の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、２の判定に移行する。

②　第３の３の野生いのししの調査において陽性が確認された場合には、第 18 の病性の判定に移行する。

２　患畜及び疑似患畜

農林水産省は、１の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する豚等を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

（１）患畜

①　ウイルス分離検査により、アフリカ豚熱ウイルスが分離された豚等

②　アフリカ豚熱を疑う臨床症状を示しており、遺伝子検査（遺伝子検出検査及び必要に応じた遺伝子解析）によりアフリカ豚熱ウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等

③　アフリカ豚熱を疑う臨床症状を示しており、血清抗体検査によりアフリカ豚熱に対する抗体が検出された豚等

（２）疑似患畜

①　患畜が確認された農場で飼養されている豚等

② 第９の１の（１）の移動制限区域内で発生が続発している場合において、アフリカ豚熱の臨床症状が明確である豚等及び当該豚等が確認された農場で飼養されている豚等

③ 第９の１の（１）の移動制限区域内の農場又は第 12 の１の（２）の疫学関連家畜を飼養する農場において、アフリカ豚熱を疑う臨床症状を示しており、遺伝子検出検査によりアフリカ豚熱ウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等

④ 患畜又は疑似患畜（②に掲げる豚等に限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で患畜又は疑似患畜（②に掲げる豚等に限る。）と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って７日目の日から現在までの間に豚等の飼養管理に直接携わっていた者が当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている豚等

ただし、当該他の農場の豚等に異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された場合は、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができる。

⑤ 第 12 の１の（１）の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って７日目の日から現在までの間に当該患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等

⑥ 第 12 の１の（１）の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って７日目の日より前に患畜又は疑似患畜（②に掲げる豚等に限る。）と接触したことが明らかとなった豚等であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した豚等

⑦ 第 12 の１の（１）の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って 15 日目の日から現在までの間に患畜又は疑似患畜から採取された精液を用いて人工授精を行った豚等

【留意事項 22】血清抗体検査結果の判定

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）で実施する間接蛍光抗体法、エライザ法又はウエスタンブロット法のいずれかの検査結果を踏まえ、総合的に判定する。

【留意事項 23】患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合における協議

家畜防疫員が次の措置が全て講じられていることを確認した場合は、都道府県は、防疫指針第５の２の（２）の④の豚等について、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外できる。

１ 本病感染の否定

（１）発生農場で直接の飼養管理を行った飼養管理者（以下「飼養管理者」という。）が直接の飼養管理を行っている全ての農場（発生農場を除く。）における全畜舎において、アフリカ豚熱を疑う症状が確認されていないこと。

（２）全ての豚等が、患畜又は疑似患畜と過去７日間接触していないこと。

２　飼養衛生管理基準の遵守の徹底

家畜防疫員が発生時の立入検査を行う際に、飼養管理者が管理する全ての農場において、飼養衛生管理基準が厳格に遵守され、かつ、発生予防措置を強化する事項として次について取り組まれていることが確認できること。

（１）衛生管理区域が明確に設定されており、従業員を含む全ての農場来場者が記録されており、かつ、その記録が保存されていること。

（２）全畜舎において、網目の隙間が２㎝ 以下の防鳥ネット又はこれと同等の効果を有すると認められる設備が整備され、野鳥等の野生動物が畜舎へ侵入しないための対策が徹底されていること。

（３）定期的に農場内の点検を行い、畜舎の破損部及び隙間並びに排気管からねずみ等の野生動物が畜舎へ侵入しないための対策が徹底されていること。

（４）野生いのししの生息区域に所在する農場においては、衛生管理区域内に野生いのししが侵入しないよう設置した防護柵等の定期的な点検を行い、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所が修繕されていること。

（５）農場において使用される作業着、長靴等が当該農場専用であり、他農場へ持ち出されていないこと。

（６）農場に入退場する畜産関係車両が消毒設備により消毒されていること。

３　その他発生予防・まん延防止対策の実施

飼養管理者が管理する全ての農場において、病性等判定日から遡って７日目から現在までの間に次の措置がとられていたことが、発生時の家畜防疫員の立入検査で確認できる場合

（１）畜舎又は衛生管理区域内への入場時にシャワーイン（農場間を移動する際の自宅等での入浴を含む。）が行われており、かつ、眼鏡等の身につけているものを消毒する措置がとられていること。

（２）飼養管理等に関連する器材及び車両が専用で、定期的に洗浄・消毒されており、作業動線が他の農場と交わらないこと。

（３）敷地内に食肉処理施設が設置されている場合、車両消毒装置が整備され、敷地内へ入退場する車両の消毒が徹底されていること。

【留意事項 24】患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合に疑似患畜から除外した場合の対応

都道府県は、防疫指針第５の２の（２）の④の豚等について、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外した場合、当該豚等を飼養する農場に対し、防疫指針第９の１の（１）の①に規定する移動制限区域内の農場と同様の措置を講ずる。

【留意事項25】病性等判定日を起算日とする日数の数え方

病性等判定日当日は、不算入とする。

第６　病性等判定時の措置

１　関係者への連絡

（１）都道府県は、第５の２により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

① 当該豚等の所有者
② 当該都道府県内の市町村
③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他の関係団体等
④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関
⑤ 近隣の都道府県

【留意事項 26】野生いのしし対策に係る関係者への連絡

防疫指針第５の２により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定された場合、動物衛生課は環境省自然環境局野生生物課、発生農場及び発生農場から半径 10㎞ 以内の区域をその区域に含む都道府県の家畜衛生担当部局に連絡する。連絡を受けた都道府県の家畜衛生担当部局は、当該都道府県の鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）等の関係部局、市町村、猟友会等の関係団体に連絡する。なお、野生いのししからアフリカ豚熱ウイルスが検出された場合も同様に、関係機関、関係団体、近隣の都道府県等で情報を確実に共有する。

（２）（１）の場合、都道府県は、当該家畜の所有者に対して、当該家畜に起因するアフリカ豚熱のまん延を防止することについては、当該家畜の所有者がと殺、死体の焼却、汚染物品の焼却、畜舎の消毒等の防疫措置を実施する第一義的責任を有していることを説明する。

（３）（１）の場合、都道府県は、当該農場から半径３㎞ 以内の農場その他都道府県が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供する。

（４）（３）により情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供がアフリカ豚熱のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

（５）都道府県は、豚等が患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該豚等の所有者及び第４の５の（７）に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該豚等の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

２　対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

（１）農林水産省は、患畜又は疑似患畜であると判定後、速やかに、農林水産大臣を

本部長とする農林水産省の防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、初動防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

（２）農林水産省は、動物衛生研究部門、畜産研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

① （１）の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員

② （１）の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家

③ と殺、埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム

④ 小委に設置する疫学調査チーム

（３）都道府県は、（１）の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県の防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

（４）都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の役割分担を定める。

（５）農林水産省から派遣された（２）の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、（１）の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。

（６）都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。

（７）農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。

（８）農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

【留意事項27】都道府県対策本部

１　都道府県対策本部の設置

都道府県は、２の組織構成を考慮して都道府県対策本部を設置することとし、防疫措置の円滑な実施及び国や周辺都道府県との連絡調整を図ること。なお、必要に応じて、発生農場等における課題を早期に解決し、防疫措置を円滑に行うため、発生地近くの家畜保健衛生所等に現地対策本部を設置し、当該都道府県職員のうち迅速な防疫措置について判断できる者等を常時配置すること。

この際、都道府県が実施する防疫措置に協力するため、農林水産省から現地対策本部に連絡員を派遣する場合がある。

２　組織構成

都道府県知事を本部長とし、危機管理部局等の関係部局の協力を得た上で、本部長の下に次の各班の機能を有した組織を設置し、防疫の円滑な推進を図ること。

・総　務　班：国の防疫方針に基づく具体的な防疫方針の策定、予算の編成及び執行、情勢分析、農林水産省、その他の関係機関との連絡調整（発生農場、現地対策本部及び畜産主務課間等の連絡調整を含む。）及び庁内連絡会議の開催を行う。

・情　報　班：発生状況及び防疫対応状況等の収集、広報資料の作成、広報連絡及び問合せの対応を行う。

・病性鑑定班：異常豚の届出に対する立入検査、病性鑑定のための検体の採取、当該検体の受入れ及び送付並びに病性鑑定を行う。

・防疫指導班：発生農場を調査し、防疫措置の企画及び指導に関し総務班に助言する。

・防疫支援班：焼却、埋却、消毒等の防疫用の資材・機材の調達及び配布、防疫要員の動員並びに関連業務の調整を行う。

・防疫対応班：立入制限、殺処分、農場消毒等の防疫措置並びに防疫指針第９の移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）内農場等の検査等の対応を行う。

・評　価　班：発生農場及び周辺農場における手当金の交付のための豚等や物品の評価等を行う。

・記　録　班：発症豚等の畜舎内の位置（場所）や頭数等の情報の記録、発症豚等の病変部位のステージの確認及び写真撮影、防疫措置の画像の撮影等を行う。

・疫学調査班：まん延防止のため、発生農場における家畜、人、物及び車両の出入りに関する疫学情報を収集し、疫学関連豚等の特定のための調査を実施する。

・原因究明班：感染経路究明のための必要な情報の収集及び整理や国の疫学調査チームと連携した現地調査を実施する。

・野生動物対策班：発生農場周辺の野生いのししにおける感染確認検査の対応を行うとともに、野生いのししで陽性が確認された場合にあっては、野生動物に係る防疫措置の企画及び調整を行う。

・庶　務　班：所要経費の確保及び手当金等の支出に関する事務を行う。

・保　健　班：公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市担当部局を含む。）との連携のもと、防疫措置従事者及び豚等の飼養者の健康確認や保健上の問題（精神保健上の問題を含む。）に対応する。

３　報道機関への公表等

（１）第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。

（２）（１）による公表は、原則として、農林水産省及び都道府県が同時に行う。
（３）（１）による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までに留め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。
（４）防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。
（５）報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
① プライバシーの保護に十分配慮すること。
② 発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

【留意事項 28】報道機関への公表
患畜又は疑似患畜と判定したときの報道機関への公表は、別記様式４により行うこと。

【留意事項 29】報道機関への協力依頼について
都道府県対策本部の情報班が中心となって、報道機関に対し、可能な限り、農場周辺及び内部防疫措置の様子を撮影した画像を提供すること等により、防疫指針第６の３の（５）の事項について協力を求めること。

４ 防疫措置に必要な人員の確保
（１）都道府県は、第２－２の２の（１）に基づき事前に策定した動員計画及び第４の５で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する具体的な防疫計画を策定し、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、迅速な防疫措置の実施に必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。
なお、具体的な防疫計画の策定に当たって、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣を受けてもなお迅速な防疫措置の実施に必要な人員が不足する場合には、自衛隊への派遣要請を検討する。
（２）都道府県は、（１）により策定した具体的な防疫計画に基づいて、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合は、動物衛生課と協議する。

【留意事項 30】防疫措置に必要な人員の確保に関する事項
１ アフリカ豚熱の発生の確認後、速やかに防疫措置を開始することができるよう、都道府県は、あらかじめ必要な人員の所在を把握し、必要に応じて集合を命ずること。

２　防疫従事者の確保に当たっては、あらかじめ作業に従事させようとする者の豚等の飼養の有無を確認し、豚等を飼養している場合には、直接防疫業務に当たらせないようにすること。

３　都道府県は、他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を行う場合には、必要な人員、期間、作業内容等について、動物衛生課と協議すること。動物衛生課は、各都道府県と調整し、具体的な派遣スケジュールを作成する。

４　都道府県は、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県から応援を受けてもなお迅速な防疫措置の実施に必要な人員が不足し、関係機関に協力を要請する場合、動物衛生課と調整するとともに、関係部局間での密接な連携を図ること。

５　都道府県は、他の都道府県又は関係機関に協力を要請する場合、作業体制、作業要領、後方支援、報道対応等に係る方針（役割分担及び派遣期間を含む。）を明確にし、速やかに殺処分等の防疫措置が実施できるようにする。

第７　発生農場等における防疫措置

１　と殺（法第 16 条）

（１）家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。当該家畜の所有者による迅速かつ適切なと殺の実施が困難であると認められる場合においては、法第 16 条第３項に基づき、家畜防疫員がと殺を実施する。

（２）発生農場等への出入口は、原則として１か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。

（３）都道府県は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場及び発生農場の周囲１㎞ 以内の区域に位置する農場（第 12 の２の（１）の検査の対象農場に限る。）の外縁部及び豚舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤及び５に掲げる殺虫剤等の散布等により、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。

（４）患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後、（３）の発生農場における措置が完了してから目安として 24 時間以内にと殺を完了する。

（５）臨床症状が確認されている豚等のと殺を優先して行う。

（６）畜舎外でと殺を行う場合には、次の措置を講ずる。

①　外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。

②　豚等が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。

（７）と殺は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺、二酸化炭素によるガス殺等の方法により迅速に行う。

また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、豚等の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。

（８）都道府県は、国と連携して、円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、と殺時又はと殺前に発症している豚等の場所や頭数を記録するとともに、当該豚等の病変部位を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない豚等を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。

（９）都道府県は、積極的に民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、迅速にと殺を完了させる。

（10）第２－２の２の（４）に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、と殺を行う。

【留意事項 31】発生農場における防疫措置の実施に関する事項

１　都道府県は、農場の建物の配置等を考慮して、仮設テントの設営場所、資材置場等を決定するとともに、総括責任者、各作業ごとの責任者及び指揮命令系統を明確にすること。

２　家畜防疫員は、豚等の所有者に対し、アフリカ豚熱の概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、法第 52 条の３の規定に基づき行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による審査請求をすることができないことについ

て、遺漏なく説明すること。

３　都道府県は、大規模農場において防疫措置が必要となった場合、感染拡大防止の観点から、農場ごとの飼養状況、発生状況、畜舎の構造・設備、周辺の環境（周辺農場数、豚等の飼養密度等）等を考慮の上、防疫指針第５の２の患畜又は初発の疑似患畜が確認された豚舎及びその周辺豚舎で飼養されている豚等、臨床症状が確認されている豚等のと殺を優先して行う等迅速な防疫措置を図るため作業の優先順位付けを実施すること。

４　現地の総括責任者は、と殺予定頭数、と殺の方法、死体処理方法、消毒面積その他必要な事項について、あらかじめ都道府県対策本部に確認し、その指示を受けること。

５　感染経路の究明のために行う検体の採材に当たっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況、発生状況、畜舎構造等に応じて、動物衛生課と協議の上、決定する。特に、検体数については、１豚舎当たり 10 頭以上を目安とするが、調査項目の重要性を鑑み、可能な限り多頭数を無作為に採材すること。

【留意事項 32】防疫措置従事者に関する事項

防疫措置従事者が防疫措置を実施するに当たっては、次の事項に留意すること。

１　入場時には、防疫服、長靴等を着用し、私物を持ち込まないこと。

２　退場時には、身体、衣服、靴及び眼鏡を消毒した後、入場時に着用した防疫服等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいを行うこと。また、場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後、ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒すること。

３　都道府県対策本部は、現地での着替えや靴の履替えを円滑に行えるよう、農場の出入口に仮設テントを設置する等の配慮を行うこと。その際、作業の前後で作業者の動線が交差しないようにすること。

４　帰庁（宅）後、移動に利用した車両の消毒及び着用していた全ての衣服の洗濯を行うとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。

５　防疫措置に従事した日から７日間は発生農場以外の豚等に接触しないこと。ただし、防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を３日間まで短縮できるものとする。

６　都道府県対策本部は、防疫措置前後に防疫措置従事者の健康状態を確認するなど、

公衆衛生部局等（保健所設置市の場合は、当該市担当部局を含む。）と連携して、防疫措置従事者の心身の健康維持に努めること。

【留意事項 33】と殺指示書の交付

家畜防疫員が患畜又は疑似患畜の所有者に対して交付すると殺指示書は、別記様式５により作成すること。

【留意事項 34】防疫措置前の病原体拡散防止措置

都道府県は、発生農場及び発生農場の周囲１㎞ 以内の区域に位置する農場（防疫第 12 の２の（１）の検査の対象農場に限る。）における消石灰等の散布、粘着シートの設置、殺鼠剤の散布等を必要に応じて専門業者に依頼し、迅速かつ効果的に発生農場外への病原体拡散防止措置を実施する。

２　死体の処理（法第 21 条）

（１）家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対し、当該死体の焼却又は埋却を指示する。当該死体の所有者による迅速かつ適切な死体の処理の実施が困難であると認められる場合においては、法第 21 条第４項に基づき、家畜防疫員が死体の処理を実施する。

（２）患畜又は疑似患畜の死体は、原則として、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後、１の（３）の発生農場における措置が完了してから 72 時間以内に、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。

（３）農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

①　当該死体を十分に消毒する。

②　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

③　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

④　原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

⑤　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

⑥　移動時には、法第 32 条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

⑦　死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。

⑧　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

⑨　移動経過を記録し、保管する。

（４）埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜又は疑似患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋

却する。）。なお、焼却又は化製処理を行う場合には、都道府県は第２－２の２の（３）の③の合意が得られていることを確認の上、動物衛生課と協議を行う。また、焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては（３）の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、（３）に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、（２）の場所に行う。

（５）焼却又は化製処理を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

① 焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。

② 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

③ 死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

④ 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から死体投入場所までの経路並びに使用した設備及び資材を消毒する。

⑤ 焼却又は化製処理が完了し、④の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

（６）第２－２の２の（４）に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、死体の処理を行う。

【留意事項 35】24 時間以内のと殺の完了と 72 時間以内の埋却等について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速なと殺とその死体の処理が重要であることから、24 時間及び 72 時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肥育豚飼養農場で 1,000 から 2,000 頭程度の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、畜舎の構造、気象条件等の状況により、要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めること。

なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫措置に必要な獣医師を含む人員及び資材の確保、防疫演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めるとともに、大規模農場においてと殺が必要となった場合には、留意事項 31 の優先順位付けに基づき実施すること。

【留意事項 36】死体を処理する場所までの家畜防疫員等の同行について

死体を処理する場所まで同行する者については、家畜防疫員の他、家畜防疫員の指示を受けた都道府県職員等でも可能とする。

【留意事項 37】死体の処理の完了について

患畜又は疑似患畜の死体の処理については、以下の措置が完了した時点で、動物衛生課と協議の上、防疫指針第７の２の死体の処理が完了したとみなす。

１　埋却又は焼却のため死体を農場から移動させるために密閉容器を用いる場合、農場

内の全ての死体を密閉容器に入れ終えた時点
２　化製処理を行った死体を埋却し、又は焼却する場合、全ての化製処理を行った死体を密閉容器に入れ終えた時点

３　汚染物品の処理（法第 23 条）

（１）家畜防疫員は、本病ウイルスにより汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者に対し、当該物品の焼却、埋却又は消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な汚染物品の処理が困難であると認められる場合においては、法第 23 条第３項に基づき、家畜防疫員が汚染物品の処理を実施する。

（２）発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却、化製処理又は消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生いのししを含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。

①　精液及び受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあっては、病性等判定日から遡って 15 日目の日より前に採取され、区分管理（汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。）されていたものを除く。）
②　豚等の排せつ物等
③　敷料
④　飼料
⑤　その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

（３）やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。

①　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
②　積込み前後に車両表面全体を消毒する。
③　原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
④　移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
⑤　移動時には、法第 32 条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
⑥　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
⑦　移動経過を記録し、保管する。

（４）焼却、化製処理又は消毒を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

①　焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。
②　運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
③　汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

④　汚染物品の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

（５）第２－２の２の（４）に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、汚染物品の処理を行う。

【留意事項 38】汚染物品の処理について

以下の措置が完了した時点で、動物衛生課と協議の上、防疫指針第７の３の（２）の汚染物品の処理が完了したとみなす。

ただし、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれるウイルスの不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止すること。なお、家畜防疫員の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合は、この限りでない。

１　焼却のため汚染物品を農場から移動させるために密閉容器を用いる場合、農場内の全ての汚染物品を密閉容器に入れ終えた時点

２　豚等の排せつ物、敷料、飼料等について、消毒による処理を行う場合、病原体の拡散防止及び飛散防止を徹底した上で、消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点

３　スラリー、尿及び汚水の場合、消石灰（水酸化カルシウム）又は水酸化ナトリウムを 0.5%添加し、撹拌後、30 分以上経過した時点

【留意事項 39】発生農場における豚等の排せつ物処理について

発生農場の浄化処理施設を稼働させながら豚等の排せつ物の処理を行う場合については、以下の措置が可能である。

１　発生農場から排出された汚水について、発生農場における患畜等の殺処分が完了するまでの間、曝気槽に達する前の汚水ピット等において塩素消毒（ジクロルイソシアヌル酸ナトリウムを主成分とする塩素系消毒薬を比較的高濃度（200 倍希釈）で散布することをいう。以下同じ。）する。塩素消毒後は、塩素を中和する。

２　屋外にある曝気槽等の施設に係る封じ込めについては、検査用の水（発生農場における患畜等の殺処分が完了した時点から曝気槽の水利学的滞留時間が経過した時点において放流槽から放流されていない浄化処理後の水であって、放流槽において塩素消毒されていないものをいう。）を検体とした PCR 検査で陰性が確認されるまでの期間、ブルーシート等で曝気槽等の開口部を被覆する。

３　２にかかわらず、２の封じ込めを行っている期間に浄化処理後の水を放流する場合は、放流の都度、放流前の放流槽等において塩素消毒する。なお、必要に応じて塩素を中和するなど、放流先の水系の環境に影響がないよう留意する。

４　余剰汚泥を廃棄する際は、バキュームカー等の密閉できる容器内で消毒する。

４　畜舎等の消毒（法第 25 条）

家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等の所有者に対し、当該畜舎等の消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な消毒が困難であると認められる場合においては、法第 25 条第３項に基づき、家畜防疫員が消毒を実施する。

消毒の実施に当たっては、と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 30 条の基準に従い、１週間間隔で３回以上実施する。

消毒は、炭酸ナトリウム、水酸化ナトリウム、次亜塩素酸塩、逆性石けん、ヨウ素化合物等を成分とする消毒薬を用いて行う。

第２－２の２の（４）に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、畜舎等の消毒を行う。

【留意事項 40】と畜場等における発生時の防疫措置について

と畜場、家畜市場等において豚等が患畜又は疑似患畜と判定された場合、当該と畜場、家畜市場等において、防疫指針第７の１から４までに準じた防疫措置を講じること。

なお、と畜場での発生の場合は、と畜場施設（係留施設、病畜と殺施設）におけると殺についても検討すること。

また、防疫指針第７の４に準じると畜場における消毒については、施設所有者への説明や施設構造を踏まえた対応が必要となる。このことから、必要に応じて、公衆衛生部局に家畜衛生部局とと畜場との連絡調整に係る協力を求め、地域で連携して、円滑に実施すること。

なお、と畜場の消毒については、糞尿等が十分に除去されるよう洗浄した上で、１回以上実施すること。

５　畜舎等における殺鼠剤、殺虫剤等の散布等

病原体の拡散防止措置として、と殺の終了後、畜舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺鼠剤等の散布等と併せて、はえ等の駆除及びアフリカ豚熱ウイルスを伝播する可能性がある吸血昆虫（ダニ等）の散逸を防ぐために、畜舎内を中心に殺虫剤（フェニトロチオン製剤、トリクロルホン製剤、プロペタンホス製剤、カルバリル製剤等）を散布する。

６　豚等の評価

（１）豚等の評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該豚等が患畜又は疑似患畜であることは考慮しない。

（２）評価額の算出は、原則として、当該豚等の導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに当該豚等の体型、産歴、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。

（３）豚等の所有者等は、と殺に先立ち、豚等の評価額の算定の参考とするため、と

殺の対象となる個体（多頭群飼育されている場合にあっては、群ごとの代表的な個体）ごとに、当該豚等の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。

（４）農林水産省は、都道府県において豚等の評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。

【留意事項 41】豚等の評価額の算定方法

患畜又は疑似患畜となった豚等の評価額の算定は、原則として、別紙２により行う。

第８　通行の制限又は遮断（法第 15 条）

１　都道府県又は市町村は、動物衛生課と協議の上、アフリカ豚熱の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。

２　法に規定されている上限の 72 時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。

３　家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号）第５条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第９　移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第 32 条）

１　制限区域の設定

（１）移動制限区域

①　都道府県は、第５の２により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径３㎞以内の区域について、家畜等（４に掲げるものをいう。（２）及び５の（７）において同じ。）の移動を禁止する区域（以下第１節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第５の２の判定前であってもアフリカ豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

②　都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかである場合、又は第４の４の（２）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、周辺の農場数、豚等の飼養密度に応じ、半径３㎞を超えて移動制限区域を設定する。この場合、当該発生農場の所在する都道府県全体又は当該都道府県を含めた関係都道府県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。

（２）搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径 10㎞ 以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、（１）の②の場合には、移動制限区域の外縁から７㎞ 以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

（３）家畜市場又はと畜場で発生した場合

都道府県は、家畜市場又はと畜場に所在する豚等が第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

①　当該家畜市場又はと畜場を中心に、原則として半径１㎞ 以内の区域について、移動制限区域として設定する。

②　当該豚等の出荷元の農場を中心として、原則として（１）及び（２）と同様に、移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

（４）制限区域の設定方法

①　移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

②　制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。

③　制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

ア　制限区域内の豚等の所有者、市町村及び関係機関への通知

イ　報道機関への公表等を通じた広報

ウ　主要道路と移動制限区域との境界地点での標示

（５）豚等の所有者への連絡

都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、

電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

（６）制限区域内の農場への指導

都道府県は、制限区域の設定を行った場合は、制限区域内の全ての豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、野生いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第 52 条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について制限区域が解除されるまで報告するよう求める。

【留意事項 42】制限区域内における指導事項

家畜防疫員は、制限区域内において、次に掲げる事項について関係者への指導を行うこと。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視すること。

１　法第 52 条の規定に基づく報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

（１）特定症状の有無

（２）死亡豚等の頭数、死亡豚等がいる場合には、①死亡豚等の位置（豚舎名及び豚房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること

（３）死産した子豚（出生した子豚）の頭数

（４）分娩した子豚（出生した子豚）の頭数

（５）異常産した母豚の頭数

（６）農場から出荷した豚等の頭数

（７）農場に導入した豚等の頭数

（８）死亡豚等の同居豚等の臨床所見

２　豚等の飼養場所への関係者以外の者の出入りを自粛するとともに、関係者であっても出入りの回数を最小限にすること。

３　全ての車両、人の入退場時の消毒を徹底すること。

４　飼料運搬時の運搬車の消毒、運搬経路の検討、飼料受渡し場所の制限等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、運搬経路を記録すること。

５　獣医師が家畜の診療を行う場合、携行する器具及び薬品は最小限のものとするとともに、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等を着用又は使用し、農場入退場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。また、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、診療経路を記録すること。

６　死亡獣畜取扱場、化製場及びと畜場における入退場車両の消毒を徹底すること。

７　野生いのししと豚等の接触が想定される地域にあっては、接触防止のための畜舎出入口の囲障を設置するとともに、豚等の飼養場所における飼料等は、いのしし等の野生動物が接触しないように隔離及び保管すること。

８　野生動物担当部局に対し、野生いのししの死体（狩猟によるものを含む。）は、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼すること。

２　制限区域の変更

（１）制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が想定される場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

（２）制限区域の縮小

発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径１㎞ まで縮小することができる。その際、併せて、移動制限区域の外縁から７㎞ 以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

３　制限区域の解除

制限区域は、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ当該区分に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

（１）移動制限区域

①　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第 16 条に基づくと殺、法第 21 条に基づく死体の処理、法第 23 条に基づく汚染物品の処理及び法第 25 条に基づく畜舎等の消毒（１回目）が完了していることをいう。以下同じ。）後 11 日が経過した後に実施する第 12 の２の（２）の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。

②　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 22 日が経過していること。

（２）搬出制限区域

（１）の①で行う第 12 の２の（２）の清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

【留意事項 43】制限区域の解除に係る動物衛生課との協議

分離されたウイルスの性状、病原性等から、豚等が明確な臨床症状を示さない場合等においては、食料・農村・政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、必要に応じて、清浄性確認検査の後、移動制限区域の解除前に検査を追加する。

４　制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

（１）生きた豚等

（２）移動制限区域内で採取された精液及び受精卵等（病性等判定日から遡って 15 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

（３）豚等の死体

（４）豚等の排せつ物等

（５）敷料、飼料及び家畜飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）

（６）野生いのししの死体

（７）野生いのししの排せつ物等

【留意事項 44】制限の対象となる野生いのししの死体等について

防疫指針第 12 の６に基づき、汚染物品として焼却、埋却、化製処理又は消毒が行われた野生いのしし及び野生いのししの排せつ物等（防疫指針第９の５の（５）の制限の対象外となったものを除く。）は、防疫指針第９の４の制限の対象外とする。

５　制限の対象外

（１）移動制限区域内の豚等のと畜場への出荷

①　次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第 10 の３により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に出荷させることができる。

ア　当該農場について、第 12 の２の（１）の発生状況確認検査により陰性が確認されていること。

イ　出荷しようとしている豚等又は当該豚等と同一の畜舎の豚等について、出荷日から遡って３日以内に採材した検体が遺伝子検出検査により陰性が確認されていること。

②　豚等の移動時には、次の措置を講ずる。

ア　と畜をする当日に移動させる。

イ　移動前に、臨床的に農場の豚等に異常がないか確認する。

ウ　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ　荷台は体液等の漏出防止措置を講じる。

オ　車両は、他の豚等の飼養場所を含む関連施設に入らない。

カ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

キ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ク　移動経過を記録し、保管する。

【留意事項 45】と畜場へ出荷する農場の要件及び出荷のための遺伝子検出検査の検体数

１　出荷計画及び搬入経路（原則、他の農場付近の通行を避け、他の畜産車両が利用しないルートを設定すること。）を家畜保健衛生所に提出すること。

２　出荷前日、所有者等は、過去１週間の農場全体の豚の死亡頭数及び健康状態（食欲不振、元気消失、流死早産、肺炎、治療状況等）及び出荷前日の出荷豚の健康状態を確認し、体温を測定すること。また、出荷日から遡って３日以内に、出荷豚から 25 頭（25 頭に満たない場合は全頭）を抽出して遺伝子検出検査を実施し、当該結果を家畜保健衛生所に提出し、出荷許可を得ること。なお、検査の実施に当たっては、別紙１「アフリカ豚熱の診断マニュアル」を参考にする。

３　出荷当日、出荷予定の豚房の豚の健康観察を行い、健康状態を記録し、保管すること。異状がない場合は、出荷し、死亡、元気消失、うずくまり等、豚の異状があった場合は、速やかに家畜保健衛生所に連絡し、必要な検査を受けること。

４　農場に動力噴霧器を設置し、豚の積込み前後の荷台及び車両全体の消毒、運搬車両の入退場時の消毒を徹底すること。

５　出荷豚を載せた車両は、防疫指針第９の１の（１）の移動制限区域内に設置された臨時消毒ポイントを通り、家畜防疫員による臨床検査及び車両の消毒状況の確認を受けること。

（２）搬出制限区域内の豚等のと畜場への出荷

搬出制限区域内の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域外のと畜場に出荷させることができる。

この場合、当該出荷前に家畜防疫員による臨床検査で異状がないことを確認するとともに、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

【留意事項 46】搬出制限区域内で飼養される豚等を出荷する際の協議事項について

都道府県畜産主務課は、搬出制限区域内の農場の豚等を搬出制限区域外のと畜場に出荷させる場合には、当該と畜場を所管する都道府県の公衆衛生部局及び当該と畜場に対し、出荷する前日までに出荷農場の情報（出荷者氏名、住所、出荷頭数）を提供すること。

出荷直前の臨床検査を行う家畜防疫員は、出荷先のと畜場に対して、臨床検査を行った結果、異状がなかった旨を記載した検査証明書を発行し、出荷者に対して、出荷豚等をと畜場に搬入する際に、当該証明書を当該と畜場に提出するよう指示すること。

（３）制限区域外の豚等のと畜場への出荷

制限区域外の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第 10 の３により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に他の農場等を経由しないで出荷させることができる。

この場合、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を

十分に消毒する。

（４）制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動

① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

② 移動時には、次の措置を講ずる。

ア 移動前に、家畜防疫員が当該農場の豚等に異状がないか確認する。

イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

オ 複数の農場を連続して配送しないようにする。

カ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

キ 移動時には、法第 32 条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ケ 移動経過を記録し、保管する。

③ 焼却、化製処理又は消毒を行う場合には、次の措置を講ずる。

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等の措置を講じる。

イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

ウ 死体等の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

（５）制限区域内の野生いのししの死体等の処分のための移動

① 制限区域内の野生いのししの死体及び野生いのししの排せつ物等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

② 移動時には、次の措置を講ずる。

ア 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ 原則として、農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

オ 移動時には、法第 32 条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

キ 移動経過を記録し、保管する。

ク　焼却、化製処理又は消毒を行う場合には、（４）の③の措置を講ずる。

【留意事項 47】制限の対象外となっていることを証明する書類

消毒ポイント等で提示することとなっている、制限の対象外となっている旨を証明する書類は、別記様式６により作成する。

（６）制限区域外の豚等の死体及び野生いのししの死体等の処分のための移動

制限区域外の農場の豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料等、野生いのししの死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、（４）の③の措置を講ずる。

（７）移動制限区域外の家畜等の通過

移動制限区域外の農場の家畜等について、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過しなければ、移動制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過させることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

ただし、搬出制限区域内の農場の豚等の制限区域外への移動に当たっては、と畜場以外の目的地に移動させることはできない。

第10　家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1　移動制限区域内の制限

（1）都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

①　と畜場（食肉加工場を除く。）における豚等のと畜

②　家畜市場等の豚等を集合させる催物

③　豚等の放牧

（2）都道府県は、移動制限区域内のと畜場や化製処理施設等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて消毒設備を設置させるものとする。

【留意事項48】家畜集合施設の消毒の実施期間

原則として、移動制限区域の解除を目安とする。

2　搬出制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における家畜市場等の豚等を集合させる催物の開催を停止する。

3　と畜場の再開

（1）再開の要件

移動制限区域内のと畜場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、と畜場でアフリカ豚熱が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

①　車両消毒設備が整備されていること。

②　生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。

③　定期的に清掃・消毒をしていること。

④　衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

⑤　（2）の事項を遵守する体制が整備されていること。

（2）再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

①　作業従事者がと畜施設に立ち入る場合には、専用の作業衣服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

②　車両の出入り時の消毒を徹底すること。

③　豚等の搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。

④　移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、搬入時にと畜場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該豚等を搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。

⑤　移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちにと殺解体をすること。

⑥　搬入した豚等について、と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づき、と殺

解体をすることが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。

⑦　搬入した豚等は、農場ごとに区分管理すること。

⑧　豚等及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

【留意事項 49】豚等の集合を伴わない催物等に関する事項

豚等の集合を伴わない催物等については、発生農場を中心に徹底した消毒を行うことにより、アフリカ豚熱のまん延防止を図ることが可能であることから、都道府県は、必要に応じた消毒の実施等を条件に開催可能であること等を周知及び指導する。また、アフリカ豚熱が発生している地域から催物等に参加する者がその参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導する。

第11　消毒ポイントの設置（法第28条の２）

１　都道府県は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。

２　具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場から概ね半径１㎞ の範囲内）、制限区域の境界その他の場所を選定する。また、制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。

①　道路網の状況
②　一般車両の通行量
③　畜産関係車両の通行量
④　山、河川等による地域の区分

３　消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

また、都道府県は、消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを一地点につき、複数か所設置する等の措置を講じる。

【留意事項50】車両消毒等に関する事項

都道府県は、車両消毒等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

１　消毒ポイントによる消毒

（１）消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案すること。

（２）消毒の実施に係る記録

消毒ポイントにおいて車両消毒を実施した場合は、移動先で消毒を実施した旨を確認できるよう証明書を発行し、これを当該車両とともに携行するよう指導するとともに、都道府県においても実施した車両を特定できるよう記録し、これを保管すること。

２　消毒ポイントにおける消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消毒）により行うこと。また、作業従事者は、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に配置すること。

（１）畜産関係車両

車両の消毒については、車体を腐食しにくい逆性石けん液、消石灰等を用いることとし、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒すること。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意するとともに、運転手の手指の消毒及び靴底の消毒を徹底すること。

（２）一般車両

少なくとも、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施すること。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換すること。

３　消毒ポイントの設置期間

原則として、制限区域の解除を目安とする。

４　正確な情報提供・指導

発生都道府県以外の都道府県は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生都道府県車両の出入りが制限されることがないよう、正確な情報提供・指導を行うこと。

【留意事項 51】発生農場周辺の消毒の徹底

発生農場周辺の消毒を徹底するため、消毒ポイントの設置による車両等の消毒のほか、必要に応じて散水車等を活用した発生農場周辺の地域全体の面的な消毒を行うことを検討する。

第12　ウイルスの浸潤状況の確認等

1　疫学調査

（1）調査の実施方法

都道府県は、第４の４の（２）による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染されたおそれのある豚等（以下「疫学関連家畜」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

（2）疫学関連家畜

（１）の調査の結果、次の①から④までのいずれかに該当する豚等であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに特定症状の有無等の異状について、立入り又は聞き取りにより確認する（（１）又は２の（１）の発生状況確認検査で既に当該農場に立ち入り、異状がないことが確認されている場合を除く。）。

また、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性がある日から 22 日を経過した後に、必要な検査を行う。その際、血清抗体検査を実施する必要がある場合にあっては、血液を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

なお、都道府県は、疫学関連家畜を飼養する農場の豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第 52 条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、22 日を経過した後に行う検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める。

① 病性等判定日から遡って８日以上 22 日以内に患畜と接触した豚等

② 病性等判定日から遡って８日以上 22 日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した豚等

③ 第５の２の（２）の⑤から⑦までに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている豚等

④ その他、病性等判定日から遡って 22 日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から７日以内に他の農場の衛生管理区域に出入りした場合や他の農場の豚等や車両がと畜場等において発生農場からの出荷豚等や車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるおそれがある豚等が飼養されている当該他の農場の豚等

（3）疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、（２）で疫学関連家畜と判断されてから、（２）の検査で陰性が確認されるまで、法第 32 条に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

① 生きた豚等

② 当該農場で採取された精液及び受精卵等（病性等判定日から遡って 15 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

③ 豚等の死体

④ 豚等の排せつ物等

⑤ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

（4）移動制限の対象外

（３）の移動制限の対象となった場合であっても、まん延防止のための措置が適切に実施されている場合等については、動物衛生課と協議の上、特定の場所へ

移動させることができる。

【留意事項52】疫学調査に関する事項

１　都道府県は、家畜、人、物及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問（当該訪問者の訪問後の行動歴を含む。）、その他アフリカ豚熱ウイルスを伝播する可能性のある事項について幅広く調査を行うこと。

２　このため、都道府県は、関連事業者その他の関係者に対し、疫学調査時に速やかに情報が提供されるよう、日頃から複数の農場等に出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理するよう指導すること。

３　都道府県畜産主務課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、動物衛生課に連絡の上、当該都道府県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた都道府県畜産主務課は、発生都道府県と同様に、調査を行うこと。

４　農場等への立入検査及び報告徴求は、法第51条第１項及び第52条第１項に基づき実施すること。報告徴求において、都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

（１）特定症状の有無
（２）死亡豚等の頭数、死亡豚等がいる場合には、①死亡豚等の位置（豚舎名及び豚房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
（３）死産した子豚（出生した子豚）の頭数
（４）分娩した子豚（出生した子豚）の頭数
（５）異常産した母豚の頭数
（６）農場から出荷した豚等の頭数
（７）農場に導入した豚等の頭数
（８）死亡豚等の同居豚等の臨床所見

【留意事項53】疫学調査に関する実施項目

アフリカ豚熱の感染経路をあらゆる面から検証するため、原則として全ての発生事例を対象として、以下を参考に、関係者からの聴取り調査等を実施し、疫学情報の収集を行う。

１　調査対象

（１）発生農場
（２）発生農場と疫学関連のある豚等の飼養農場及び畜産関係施設（家畜市場、と畜場、飼料・敷料工場、飼料・敷料販売先、農協等）

２　調査事項

（１）農場の周辺環境（森、畑、住居、道路からの距離、周辺の農場の有無、可能な範囲でねずみ、はえ等及び吸血昆虫（ダニ等）の生息状況等）
（２）気温、湿度、天候、風量・風向等
（３）家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両、機器搬入等の車両や精液及び受精卵等の運搬物資の動き
（４）所有者、農場従業員、獣医師、家畜人工授精師、家畜商、飼料販売業者、敷料販売者、資材販売者、薬品業者、畜産関係者（農協職員等）、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き（海外渡航歴、野生動物等との接触の有無を含む。）
（５）放牧の有無（有の場合は、その期間及び場所）
（６）野生いのししの分布、侵入及び接触機会の有無
（７）畜舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策等
（８）農作業用機械の共有の有無
（９）発生国等から導入した畜産資材等の使用の有無

【留意事項 54】制限の対象外

１　と畜場出荷時検査：と畜場に肥育豚を直行する場合

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、と畜場へ豚等を移動させることができる。

（１）所有者は、原則１か月間の出荷計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。計画に変更があった場合は、速やかに家畜保健衛生所に報告すること。
（２）管理獣医師又は所有者は、原則として、出荷前の１週間程度経時的に臨床症状を確認した後、出荷前日の朝に出荷予定の豚全頭の体温を測定するとともに改めて臨床症状を確認すること。その結果について、毎日の報告と併せて家畜保健衛生所に報告すること。
（３）家畜保健衛生所は、（２）の報告による発熱の有無、臨床症状等を確認すること。
（４）（３）で出荷豚群の複数頭で 40℃以上の発熱が認められる等アフリカ豚熱が否定できない場合があれば、農場に立ち入り、採材し、精密検査（血液検査、遺伝子検出検査）を実施すること。また、必要に応じて、抗体検査のため、動物衛生課と協議の上、検体を動物衛生研究部門に送付すること。
（５）（３）で異状がなければ、所有者に対して出荷を許可する旨の連絡をすること。
（６）また、家畜保健衛生所は出荷先のと畜場での消毒状況等のウイルス侵入防止、まん延防止対策が適切に行われていることを事前に確認すること。

２　他農場への移動時の検査

以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、他の農場へ豚等を移動させることができる。

＜他農場へ生体の子豚や種豚を移動する場合＞

（１）所有者は、原則１か月間の移動計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。

（２）原則として、都道府県内の移動とするが、都道府県外に移動する場合は受入れ都道府県に確実に連絡すること。
（３）原則として、移動豚全頭について遺伝子検出検査で陰性が確認されていること。
（４）移動先の農場で、少なくとも 15 日間経過観察すること。その際、可能な限り隔離すること。

＜他農場へ精液及び受精卵を移動する場合＞

（１）保管する場合は、保管場所において、区分管理（※）が実施されていること。
（２）原則として、都道府県内の移動とするが、都道府県外に移動する場合は、受入れ都道府県に確実に連絡すること。
（３）① 精液：

原則として、採精後、当該豚について異状の有無等を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性を確認すること。また、検査結果が判明するまでは、供給しないこと。なお、検査結果が判明するまでは、すでに区分管理されている精液とは区分して管理すること。

ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液について遺伝子検出検査を実施し、陰性を確認すること。

② 受精卵：

原則として、採卵後、当該豚について異状の有無等を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性を確認すること。なお、検査結果が判明するまでは、すでに区分管理されている受精卵とは区分して管理すること。

※区分管理：汚染したあるいは、そのおそれのあるものとの交差がない管理方法のこと。区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹底し、病原体を持ち込まないこと。また、作業で使用する道具・機材についても、確実に消毒又は滅菌されたものを使用すること。

３ 豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具を移動する場合

家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に、焼却施設等その他必要な施設に豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具を移動させることができる。

（１）移動する際の措置

① 移動日又は前日の夜に、家畜防疫員が報告徴求等により当該農場の豚等に異状がないことを確認すること。
② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導すること。また、これらが確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずること。
③ 積込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、可能な限り消毒状況を確認すること。
④ 原則として、他の農場付近の通行は避け、可能な限り、他の畜産関係車両が利

用しない移動ルートを設定すること。
⑤　複数の農場を経由しないこと。
⑥　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。
⑦　移動日を記録し、保管すること。
（２）焼却、化製処理又は消毒を行う場合の措置
①　運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等飛散のないように措置を講ずること。
②　死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずること。
③　死体等の投入完了後は、直ちに、施設等出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。
④　家畜飼養器具は、適切な消毒方法により消毒すること。また、家畜防疫員が可能な限り、消毒状況を確認すること。

【留意事項 55】疫学関連家畜飼養農場における移動制限解除のための検査

１　都道府県は、患畜又は疑似患畜との最終接触（推定）日から少なくとも 22 日を経過した後に立入検査を行い、特定症状の有無等について確認すること。

２　１の立入検査時に豚等について、次を確認すること。
（１）家畜保健衛生所で実施した遺伝子検出検査及び必要に応じて実施した血清抗体検査で、陰性であること。
（２）体温及び白血球数を測定し、体温が 40℃以上又は白血球数が１万個/μｌ未満の個体について、遺伝子検出検査を実施し、陰性であること。
（３）（１）及び（２）の検査対象とする豚等の頭数は少なくとも 30 頭（95%の信頼度で 10%の感染を摘発できる頭数（30 頭に満たない場合は全頭）。ただし、各豚舎から少なくとも無作為に５頭を採材）とするが、事前に動物衛生課と協議すること。

２　移動制限区域内の周辺農場の検査

（１）発生状況確認検査

都道府県は、アフリカ豚熱の発生が確認された場合には、原則として 24 時間以内に、移動制限区域内の農場（豚等を６頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、検体（血液及び死亡豚等の扁桃）を採材し、遺伝子検出検査を実施する。また、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合にあっては、検体を動物衛生研究部門に送付する。

（２）清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 11 日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場（豚等を６頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、（１）と同様に検体を採材し、遺伝子検出検査を実施する。また、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合にあっては、必要な検体を動物衛生研究部門に送付

する。

【留意事項 56】発生状況確認検査及び清浄性確認検査における血液検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査のための採材頭数及び検査方法

発生状況確認検査及び清浄性確認検査における各種検査のための農場ごとの採材頭数は、95%の信頼度で 10%の感染を摘発することができる数として、動物衛生課と協議の上、少なくとも 30 頭（各豚舎から無作為に少なくとも５頭）とし、豚舎が複数ある場合は、全ての豚舎から採材すること。採材は、発熱、元気消失、食欲減退や死亡等の臨床症状を示す豚等から行い、そのような豚等が必要頭数認められない場合は、健康な豚等から採材する。また、検査の実施に当たっては、別紙１「アフリカ豚熱の診断マニュアル」を参考とする。

【留意事項 57】発生状況確認検査の実施を省略できる場合

防疫指針第 12 の２の（１）の発生状況確認検査について、密集地域の複数の農場で短期間に発生が続発し、防疫措置及び疫学調査に支障が生じる場合には、既に発生状況確認検査が実施され、報告徴求により異状のないことが確認されている農場については、小委等の専門家の意見を踏まえ、動物衛生課と協議の上、新たな検査の実施を省略することが可能である。

３　１の（２）又は２の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

（１）農林水産省は、１の（２）又は２の検査及びこれらの検査後に行う第４の７の検査の結果について、第５の判定を行う。

（２）農林水産省は、１の調査及び２の検査並びにこれらの検査後に行う第４の７の検査の結果並びに（１）において行う第５の２の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針（第６の２の（１）により決定するものをいう。）の見直し又は緊急防疫指針の策定を行う。

４　検査員の遵守事項

１及び２の調査又は検査を行う者は、次の事項を遵守する。

（１）発生農場の防疫措置に従事した日から７日を経過していない者は、１及び２の調査又は検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を３日まで短縮できるものとする。

（２）車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。

（３）当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。

（４）帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

（５）立ち入った農場の豚等について１の（２）又は２の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の豚等が患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

５　飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第 34 条の２）

（１）都道府県は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及び第１の３の（２）によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導等の結果等により、制限区域内を中心に豚等を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。

（２）都道府県は、（１）の結果、豚等の所有者が、飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければアフリカ豚熱がまん延する可能性が高いと認める場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該豚等の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

①　衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項

②　衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項

（３）都道府県は、（２）の勧告を受けた豚等の所有者が、当該勧告に従わない場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

６　野生いのししの感染確認検査

都道府県は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合は、発生農場の周囲の地域において、野生いのししの感染確認検査を実施する。

この場合、当該野生いのしし及び当該野生いのししの排せつ物等について、原則として、当該検査に用いる検体を採材した上で、当該検査の判定結果を待たずに、汚染物品として焼却、埋却、化製処理又は消毒を行う。

【留意事項 58】野生動物における感染確認検査等に関する事項

都道府県は、動物衛生課と協議の上、防疫指針第９の１の（３）の制限区域内において、死亡した野生いのしし及び猟友会等の協力を得て捕獲した野生いのししについて、少なくとも当該制限区域が設定されている間は、原則として、遺伝子検出検査を実施する。また、必要に応じ、動物衛生研究部門に検体を送付し、血清抗体検査を実施する。このため、都道府県の関係部局が連携し、当該区域において、死亡した野生いのししを発見した場合又は野生いのししが捕獲された場合には、担当部局に連絡することについて猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼するとともに、これら野生いのししからの検体の採材に協力するよう依頼する。

なお、感染の拡大状況等によっては、実施期間の「少なくとも当該制限区域が設定されている間」については、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、「当面継続」とする。

第13　予防的殺処分（法第17条の２）

１　予防的殺処分の実施の判断

（１）予防的殺処分は、アフリカ豚熱に感染していない健康な豚等を対象とするものであることから、真に他の手段がない場合や同処分がまん延防止のため最も効果的であることが明らかな場合の措置として実施する。

（２）このため、農林水産省は、①又は②の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限等のまん延防止対策又は第１の５並びに第 24 の１及び２に掲げる野生いのしし対策では、感染拡大の防止が困難と考えられる場合に、予防的殺処分の実施を決定し、原則として、発生農場又は陽性となった野生いのししが確認された地点等を中心とした半径 500m から３km以内の区域の中で、指定地域を設定する。その際、農林水産省は、当該指定地域を農林水産省ウェブサイトへの掲載により、公示する。

なお、①又は②の検討に当たっては、第12の１、２及び６並びに第24の１の調査の結果等を参考とする。

①　豚等における要素

ア　予防的殺処分以外の防疫措置の有効性

イ　感染の急速な広がり

ウ　ウイルス浸潤状況

②　野生いのししにおける要素

ア　予防的殺処分以外の防疫措置の有効性

イ　感染の急速な広がり

ウ　ウイルス浸潤状況

エ　野生いのししの状態（病変、検査結果等）

オ　環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、地理的状況等）

カ　周辺農場の飼養衛生管理の状況

２　指定地域の変更

農林水産省は、必要に応じて、１の（２）で設定した指定地域の範囲を拡大することができる。

３　指定地域の解除

農林水産省は、１の（２）で設定した指定地域内の予防的殺処分が終了した場合、又は他の対策を講じる方が効果が高いと判断される場合は、同地域の指定の全部又は一部を解除する。

４　予防的殺処分の実施手順等

（１）農林水産省は、予防的殺処分の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。

①　実施時期

②　実施地域

③　対象家畜

④　その他必要な事項

（２）予防的殺処分は、第７の１に規定すると殺に準じて行い、原則として第７の２に規定する方法に準じて豚等の死体の処理を行う。また、第７の６に規定する方法を参考に、予防的殺処分の対象となる豚等の生産に要する費用その他の通常生ずべき損失の算定を行う。

　この場合、当該豚等の評価については、当該豚等を殺すべき旨の命令があった時の状態についての評価額とする。

第14　ワクチン

アフリカ豚熱の発症の抑制に効果的なワクチンが開発されていないことから、ワクチンは、使用しない。

第15　家畜の再導入

１　都道府県は、豚等の再導入を予定する発生農場及び予防的殺処分実施農場を対象に、最初の導入予定日の１か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。また、清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための豚等（以下「モニター豚」という。）を導入するよう当該農場を指導する。

２　また、都道府県は、当該農場がモニター豚を導入した場合、導入後２週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入したモニター豚の臨床検査及び遺伝子検出検査を実施する。

３　あわせて、移動制限区域の解除後、少なくとも３か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

４　都道府県は、当該農場に対し、再導入後は毎日豚等の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導する。また、再導入後３か月以内に、当該農場に立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。なお、大規模所有者に係る当該検査については、担当獣医師が同行し、その後少なくとも１年間、第２－１の２の（５）に基づき、担当獣医師は飼養衛生管理の状況を４半期ごとに都道府県に報告するものとする。

　当該検査で、飼養衛生管理基準の不遵守が認められた場合には、改善されるまで指導等を行う。また、必要に応じて、法第12条の５に基づく指導及び助言を行う。

【留意事項59】豚等の再導入に関する事項

豚等の再導入に関する検査等については、次のとおり対応する。

１　農場が再導入を予定している場合には、家畜防疫員は次に掲げる内容について、当該農場に立ち入り、確認する。ただし、これにより難いときは、その他の都道府県職員又は都道府県が適当と認めた民間獣医師、市町村職員等も行うことができる。

（１）農場内の消毒を、と殺終了後１週間間隔で３回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施していること。

（２）農場内の飼料、豚等の排せつ物等に含まれるアフリカ豚熱ウイルスの不活化に必要な処理が完了していること。

（３）飼養衛生管理基準が遵守できる体制となっていること。

２　家畜防疫員等は、当該農場に対し、初回の再導入の際は、念のため、畜舎ごとの導入頭数を少数とし、その後段階的に導入するよう努めるとともに、前回の消毒から１週間以上経過している場合には、導入前に再度消毒を実施するよう、指導する。また、導入後は、飼養衛生管理基準の遵守状況について、定期的に確認し、必要に応じて指導する。

３　豚等の再導入に当たっては、

都道府県は、万一の発生に備え、迅速に防疫措置を行える体制の確保に努める。

【留意事項 60】モニター豚の検査について

防疫指針第 15 の検査を以下のとおり実施する。

１　１豚舎当たり、モニター豚を原則として、少なくとも 30 頭以上配置する。この際、豚舎内で偏りがないよう、動物衛生課と協議の上、配置する。

２　都道府県は、モニター豚を導入した日から 14 日を経過した後に、全ての豚舎に立ち入り、モニター豚を対象とした臨床検査及び遺伝子検出検査を実施する。なお、検査の結果、モニター豚が陽性となった場合においても、アフリカ豚熱の発生として扱わない。検査の結果が陽性と判明した場合には、直ちに農場内のモニター豚の全頭を汚染物品として処分し、農場内の洗浄、消毒を再び実施する。

第16　発生の原因究明

１　第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、発生農場に関する疫学情報の収集、豚等、人（農場作業者、獣医師、家畜人工授精師等豚等に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料（食品残さを含む。）の給与状況、関係者の海外渡航歴、物品の移動、第 12 の６に掲げる野生いのししにおける感染確認検査、周辺環境等の疫学情報に関する網羅的な調査を、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して実施する。

２　小委の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、１の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な指導及び助言を行うとともに、調査の結果を踏まえ原因の分析及び取りまとめを行う。

第２節　野生いのししにおける防疫対応

第17　感染の疑いが生じた場合の対応等

１　アフリカ豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、第３の３の野生いのししの調査又は第 12 の６の野生いのししの感染確認検査の結果、野生いのししにおいて、アフリカ豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課に報告の上、直ちに当該いのしし（２において「感染疑い野生いのしし」という。）が確認された地点の消毒を徹底するとともに、原則として、２の準備を進める。

また、併せて、第４の３に準じて、動物衛生課と協議の上、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

２　陽性判定時に備えた準備

都道府県は、１により必要な検体を動物衛生研究部門に送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも３により動物衛生研究部門が行う遺伝子検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

（１）感染疑い野生いのししが確認された地点を中心とした半径 10km 以内の区域に所在する農場の戸数及び飼養頭数の確認

（２）感染疑い野生いのししが確認された地点周辺の農場でアフリカ豚熱が発生する場合に豚等のと殺等の防疫措置を実施するために必要となる人員及び資材の確認（国や他の都道府県等からの人的支援の要否の検討を含む。）

（３）感染疑い野生いのししが確認された地点周辺の農場における埋却地又は焼却施設等の確保状況（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）の確認

（４）通行の制限又は遮断の検討

（５）消毒ポイントの設置場所の選定

（６）感染疑い野生いのししが確認された地点の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係団体への連絡

（７）感染疑い野生いのししが確認された地点を中心とした半径 10 km以内の区域の農場の豚等及び豚等の死体の移動自粛等の必要な指導

（８）感染疑い野生いのししが確認された地点周辺における死亡した野生いのししの積極的な捜索、当該死亡した野生いのししの死体の処理、防護柵等による囲い込み等の野生いのししに対する防疫措置の実施方針の確認

（９）野生いのししに対する防疫措置を実施するために必要となる人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否の検討を含む。）

３　動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、１により都道府県から検体の送付があった場合には、抗原検査（遺伝子検出検査、ウイルス分離検査）を行うとともに、必要に応じて、遺伝子解析・血清抗体検査を行う。また、その結果について、動物衛生課に報告する。

【留意事項61】アフリカ豚熱の診断のための動物衛生課との協議について

アフリカ豚熱の診断のための検体の送付に当たっては、以下の点について、動物衛生

課とあらかじめ協議する。

１　野生いのししが確保された地域において複数頭で死亡が確認されているどうか。

２　解剖検査又は臓器の肉眼所見で、アフリカ豚熱の特徴的所見である脾臓の腫大又は腹腔内リンパ節の暗赤色化若しくは出血等が認められるかどうか。

３　血液所見で凝固不良が認められるかどうか。

【留意事項 62】アフリカ豚熱の診断のための検体の保存方法と輸送方法

アフリカ豚熱の診断のための検体の保存方法と輸送方法については、家畜伝染病予防法施行規則第 56 条の 25 に基づき、以下のとおり、病原体拡散防止の観点から適切に輸送・運搬すること。なお、病性鑑定依頼書（別記様式３）は、電子メールにより提出すること。

１　臓器材料及び耳介が得られる場合の保存方法

（１）材料：扁桃、脾臓、腎臓、耳介（ただし、アフリカ豚熱の感染が確認されている又はそのおそれが高い地域においては、原則耳介のみとする。）

（２）材料の保存：スクリューキャップタイプのチューブ（コニカルチューブ）等で密封し、更にビニール袋に入れて汚染（漏出）防止の措置をとった上で冷蔵保存又は冷凍保存する。

２　血液が得られる場合の保存方法

（１）材料：血清、全血

（２）材料の保存：血清は、セラムチューブ等の密栓できる容器に入れる。抗凝固剤を使用せずに採血した血液は、スクリューキャップタイプのチューブ（コニカルチューブ）等で密封する。抗凝固剤加血液は、抗凝固剤が添加されている真空採血管で採血する。これらの外側を消毒し、ビニール袋に入れて汚染（漏出）防止措置をとった上で冷蔵保存又は冷凍保存する。

第18　病性の判定

農林水産省は、第 17 の１により必要な検体が動物衛生研究部門に送付された場合（それ以外の場合であって動物衛生課が特に必要と認めた場合を含む。）は、都道府県で行う遺伝子検出検査の結果及び動物衛生研究部門で行う遺伝子検査（遺伝子検出検査及び必要に応じた遺伝子解析）の結果を踏まえ、病性を判定する。ただし、これにより陽性であると判定された野生いのししが確認された地点周辺の地域において、既にアフリカ豚熱ウイルスに感染した野生いのししが確認されている場合は、動物衛生研究部門の検査結果を待たずに判定する。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

第19　病性判定時の措置

1　関係者への連絡

（1）都道府県は、第 18 により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び当該野生いのししが確認された地点について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

① 当該都道府県内の豚等の所有者及び飼養衛生管理者
② 当該都道府県内の市町村
③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他の関係団体
④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関
⑤ 近隣の都道府県

【留意事項63】野生いのしし対策に係る関係者への連絡

防疫指針第 18 により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定された場合、動物衛生課は環境省自然環境局野生生物課、当該地点から半径 10㎞ 以内の区域を含む都道府県の家畜衛生担当部局に連絡する。連絡を受けた都道府県の家畜衛生担当部局は、当該都道府県の鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）等の関係部局及び市町村、猟友会等の関係団体に連絡する。

（2）（1）により情報を提供する際には、当該情報提供を受ける者に対し、当該情報提供がアフリカ豚熱のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

（3）都道府県は、第 18 により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陰性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を第 17 の２の（6）及び（7）に規定する者に連絡する。

2　対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

（1）農林水産省は、野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定後、速やかに、農林水産省対策本部を開催し、防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

（2）農林水産省は、動物衛生研究部門、畜産研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、必要に応じて次の職員等を発生都道府県に派遣する。

① （1）の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員
② （1）の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学や野生いのしし等の専門家

（3）都道府県は、（1）の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、都道府県対策本部を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対

応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

（４）都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。

（５）農林水産省から派遣された（２）の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、（１）の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。

（６）都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。

（７）農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。

（８）農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

【留意事項 64】都道府県対策本部

留意事項 27 に準じる。

３　報道機関への公表等

（１）第 18 により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。

（２）（１）による公表は、原則として、農林水産省及び都道府県が同時に行う。

（３）（１）による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。

（４）報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。

①　プライバシーの保護に十分配慮すること。

②　野生いのししが確認された地点には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

【留意事項 65】報道機関への公表

留意事項 28 に準じる。

【留意事項 66】報道機関への協力依頼について

留意事項 29 に準じる。

第 20　通行の制限又は遮断（法第 10 条及び法第 25 条の２第３項）

１　都道府県又は市町村は、第 18 による野生いのししにおけるアフリカ豚熱の病性の判定後、当該野生いのししが確認された地点周辺の環境等を考慮し、必要に応じて、速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、（１）又は（２）の期間を定め、当該地点周辺への不要・不急の立入りの制限（当該地域で行う経済活動や観光活動等を含む。）や近隣の農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。

なお、当該措置を講じる場合は、当該地点を管轄する警察署等と事前に必要な協議・調整を行うものとする。

（１）当該地点を中心とした半径３km以内の区域の豚等を飼養する農場に対し、発生予防対策のために１の措置を講じる場合：法第 10 条第３項に基づき、72 時間を超えない期間

（２）（１）と同じ区域において豚等を飼養する農場は無いが、ウイルスの拡散防止のために１の措置を講じる場合：法第 25 条の２第３項に基づき、ウイルスの浸潤状況等が判明するまでの間を目安とした期間

２　野生いのししにおける感染状況等から、通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、まん延防止の観点から、適切な制限を実施できるよう、あらかじめ調整する。

３　家畜伝染病予防法施行令第３条又は第７条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第21　移動制限区域の設定（法第32条）

１　移動制限区域の設定

都道府県は、第 18 により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径 10㎞ 以内の区域について、家畜等（７に掲げるものをいう。）の移動を禁止する区域（以下第２節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第 18 の判定前であっても、アフリカ豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

２　移動制限区域の設定方法

（１）移動制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

（２）移動制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。

（３）移動制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

①　移動制限区域内の豚等の所有者、市町村及び関係機関への通知

②　報道機関への公表等を通じた広報

③　主要道路と移動制限区域との境界地点での標示

３　豚等の所有者への連絡

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び第 24 の１の（２）の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

４　移動制限区域内の農場への指導

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合は、移動制限区域内の全ての豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、野生いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第 52 条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、移動制限区域が解除されるまでを目安として報告するよう求める。

【留意事項67】移動制限区域内における指導事項

家畜防疫員は、防疫指針第 21 の１の移動制限区域内において、次に掲げる事項について関係者への指導を行うこと。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視すること。

１　法第 52 条の規定に基づく報告徴求において都道府県が農場等に対して求める最低限必要な事項は次のとおりとし、このほかに必要な事項が判明した場合は、適宜追加して報告を求めること。

（１）特定症状の有無
（２）死亡豚等の頭数、死亡豚等がいる場合には、①死亡豚等の位置（豚舎名及び豚房の位置）、②日齢又は体重、③死亡した原因として考えられること
（３）死産した子豚（出生した子豚）の頭数
（４）分娩した子豚（出生した子豚）の頭数
（５）異常産した母豚の頭数
（６）農場から出荷した豚等の頭数
（７）農場に導入した豚等の頭数
（８）死亡豚等の同居豚等の臨床所見

２　豚等の飼養場所への関係者以外の者の出入りを自粛するとともに、関係者であっても出入りの回数を最小限にすること。

３　全ての車両、人の入退場時の消毒を徹底すること。

４　飼料運搬時の運搬車の消毒、運搬経路の検討、飼料受渡し場所の制限等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、運搬経路を記録すること。

５　獣医師が家畜の診療を行う場合、携行する器具及び薬品は最小限のものとするとともに、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等を着用又は使用し、農場入退場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。また、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等の病原体の拡散防止措置を徹底するとともに、診療経路を記録すること。

６　死亡獣畜取扱場、化製場及びと畜場における入退場車両の消毒を徹底すること。

７　野生いのししと豚等の接触が想定される地域にあっては、接触防止のための畜舎出入口の囲障を設置するとともに、豚等の飼料等は、いのしし等の野生動物が接触しないように隔離及び保管すること。

８　鳥獣対策担当部局（農林）、野生動物担当部局（環境）に対し、野生いのししの死体（狩猟によるものも含む。）は、検査に必要となる材料を採取の上、焼却、埋却等により適切に処理することとし、現場に放置しないよう、市町村、猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼すること。

５　移動制限区域の変更

（１）移動制限区域の拡大

野生いのししにおける感染の確認状況等から、移動制限区域外の豚等での発生が想定される場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を拡大する。

（２）移動制限区域の縮小

野生いのししにおける感染の確認状況等から、感染拡大が限局的なものとなっ

ていることが明らかとなってきたときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径３㎞まで縮小することができる。

６　移動制限区域の解除

移動制限区域は、野生いのししにおける浸潤状況等から、豚等への感染リスクが無視できると考えられる場合は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、動物衛生課と協議の上、解除又は制限措置の一部の解除をする。

７　移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

（１）生きた豚等

（２）移動制限区域内で採取された精液及び受精卵等（第 18 により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定された日から遡って 15 日目の日（当該野生いのししの発見から判定までに 15 日以上を要した場合にあっては、当該野生いのししの発見日）より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

（３）豚等の死体

（４）豚等の排せつ物等

（５）敷料、飼料及び家畜飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）

（６）野生いのししの死体

（７）野生いのししの排せつ物等

【留意事項 68】移動制限の対象となる野生いのししの死体等について

防疫指針第 24 の２に基づき、汚染物品として焼却、埋却、化製処理又は消毒が行われた野生いのしし及び野生いのししの排せつ物等（防疫指針第 21 の８の（５）の移動制限の対象外となったものを除く。）は、防疫指針第 21 の７の移動制限の対象外とする。

８　移動制限の対象外

７の移動制限の対象となった場合であっても、以下の場合については、動物衛生課と協議の上、特定の場所へ移動させることができる。ただし、７の（１）から（５）までに掲げるものについては、第 24 の１の（２）の検査により、異状がないことが確認されているものに限る。なお、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合は、検体の送付を含め動物衛生課及び動物衛生研究部門と調整する。

（１）と畜場に出荷する場合（と畜場に直接搬入する場合に限る。）

①　豚等の所有者は、原則１か月間の出荷計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。計画に変更があった場合は、速やかに家畜保健衛生所に報告すること。

②　管理獣医師又は豚等の所有者は、原則として、出荷前の１週間程度経時的に臨床症状を確認した後、出荷前日の朝に全ての出荷予定の豚等の体温を測定するとともに、改めて臨床症状を確認すること。その結果について、毎日の報告と併せて家畜保健衛生所に報告すること。

③　家畜保健衛生所は、②の報告による発熱の有無、臨床症状等を確認すること。

④　③で出荷豚群の複数頭で 40℃以上の発熱が認められる等アフリカ豚熱が否定できない場合があれば、農場に立ち入り、採材し、精密検査（血液検査、遺伝子検出検査）を実施すること。

⑤　③で異状がなければ、豚等の所有者に対して出荷を許可する旨の連絡をすること。

⑥　また、家畜保健衛生所は出荷先のと畜場での消毒状況等のウイルス侵入防止、まん延防止対策が適切に行われていることを事前に確認すること。

（２）他農場へ生体の子豚や種豚を移動する場合

①　豚等の所有者は、原則１か月間の移動計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。

②　原則として、都道府県内の移動とするが、当該都道府県外に移動する場合は受け入れ先の都道府県に確実に連絡すること。

③　原則として、移動豚全頭について遺伝子検出検査で陰性が確認されていること。

④　移動先の農場で、少なくとも 15 日間経過観察すること。その際、可能な限り隔離すること。

（３）他農場へ精液及び受精卵等を移動する場合

精液及び受精卵等は、区分管理で保管され、区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹底し、病原体を持ち込まない措置が講じられていること。

また、作業で使用する道具や機材については、確実に消毒又は滅菌されたものを使用されていること。

①　精液

原則として、採精後、当該豚について異状の有無を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性を確認すること。また、検査の結果が出るまでは、供給しないこと。

なお、検査の結果が出るまでは、既に区分管理されている精液と区分して管理すること。ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液について遺伝子検出検査を実施し、陰性を確認すること。

②　受精卵

原則として、採卵後、当該豚について異状の有無を確認の上、遺伝子検出検査を実施し陰性を確認すること。なお、検査の結果が出るまでは、既に区分管理されている受精卵と区分して管理すること。

（４）豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動する場合

家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行うことを目的に、焼却施設等その他必要な施設に豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動させることができる。

①　移動する際の措置

ア　移動日又は前日の夜に、家畜防疫員が報告徴求等により当該農場の豚等に異状がないことを確認すること。

イ　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導すること。また、こ

れらが確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずること。

ウ　積み込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、可能な限り消毒状況を確認すること。

エ　原則として、他の農場付近の通行は避け、可能な限り、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定すること。

オ　複数の農場を経由しないこと。

カ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。

キ　移動日を記録し、保管すること。

②　焼却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行う場合の措置

ア　運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等体液等の飛散のないように措置を講ずること。

イ　死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずること。

ウ　死体等の焼却、化製処理、堆肥化処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒すること。

エ　家畜飼養器具は、適切な消毒方法により消毒すること。また、家畜防疫員が可能な限り、消毒状況を確認すること。

（５）野生いのししの死体等を移動する場合

野生いのししの死体及び野生いのししの排せつ物等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

①　移動する際の措置

ア　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導すること。また、これらが確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずること。

イ　積込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、可能な限り消毒状況を確認すること。

ウ　原則として、農場の付近の通行を避け、可能な限り、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定すること。

エ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。

オ　移動日を記録し、保管すること。

②　焼却、化製処理又は消毒を行う場合の措置

ア　運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等体液等の飛散のないように措置を講ずること。

イ　死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずること。

ウ　死体等の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒すること。

第22　家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

１　移動制限区域内の制限

（１）都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

①　と畜場（食肉加工場を除く。）における豚等のと畜

②　家畜市場等の豚等を集合させる催物

③　豚等の放牧

（２）都道府県は、移動制限区域内のと畜場、化製処理施設等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて消毒設備を設置させるものとする。

【留意事項69】家畜集合施設の消毒の実施期間

原則として、移動制限地域の解除を目安とする。

２　と畜場の再開

（１）再開の要件

移動制限区域内のと畜場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、と畜場でアフリカ豚熱が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

①　車両消毒設備が整備されていること。

②　生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。

③　定期的に清掃・消毒をしていること。

④　衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

⑤　（２）の事項を遵守する体制が整備されていること。

（２）再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

①　作業従事者がと畜施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

②　車両の出入り時の消毒を徹底すること。

③　豚等の搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。

④　移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、搬入時にと畜場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該豚等を搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。

⑤　移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちにと殺解体をすること。

⑥　搬入した豚等について、と畜場法に基づき、と殺解体をすることが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。

⑦　搬入した豚等は、農場ごとに区分管理すること。

⑧　豚等及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

【留意事項 70】豚等の集合を伴わない催物等に関する事項

豚等の集合を伴わない催物等については、陽性であると判定された野生いのししが確認された地点を中心に徹底した消毒を行うことにより、アフリカ豚熱のまん延防止を図ることが可能であることから、都道府県は、必要に応じた消毒の実施等を条件に開催可能であること等を周知及び指導する。また、アフリカ豚熱が発生している地域から催物等に参加する者がその参加を制限されるなどの不当な扱いを受けることのないよう、指導する。

第23　消毒ポイントの設置（法第28条の２）

１　都道府県は、第 18 による野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、ウイルスの拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。

２　具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、第 18 により陽性であると判定された野生いのししが確認された地点周辺の山道の出入口、近隣の農場周辺、移動制限区域の境界その他の場所を中心に選定する。また、豚等において発生があった場合は、その都度、設置場所を見直す。

（１）山道・道路網の状況
（２）人・一般車両の通行量
（３）畜産関係車両の通行量
（４）山、河川等による地域の区分

３　消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

また、都道府県は、消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを一地点につき、複数か所設置する等の措置を講じる。

なお、第18により陽性であると判定された野生いのししが確認された地点周辺の山道等に消毒ポイントを設置する場合は、ウイルスの野生いのししへの拡散を防ぐため、当該地点を通過する人の消毒を徹底する。

【留意事項71】車両消毒等に関する事項

都道府県は、車両消毒等の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

１　消毒ポイントによる消毒

（１）消毒ポイントの設置場所

消毒ポイントの設置場所の検討に当たっては、警察署長及び道路管理者と十分に協議するとともに、周辺の住環境、農業への影響等も十分に勘案すること。

（２）消毒の実施に係る記録

消毒ポイントにおいて車両消毒を実施した場合は、移動先で消毒を実施した旨を確認できるよう証明書を発行し、これを当該車両とともに携行するよう指導するとともに、都道府県においても実施した車両を特定できるよう記録し、これを保管すること。

２　消毒ポイントにおける消毒の方法

消毒ポイントにおける消毒の方法については、設置場所の特性も踏まえ、道路上への消毒槽・消毒マットの設置又は駐車場等への引き込み方式（動力噴霧器による消

毒）により行うこと。また、作業従事者は、車両を消毒ポイントに誘導する者と実際に消毒を実施する者を適切に配置すること。

（１）畜産関係車両

車両の消毒については、車体を腐食しにくい逆性石けん液、消石灰等を用いることとし、極力車体に付着した泥等を除去した後、動力噴霧器を用いて、車両のタイヤ周りを中心に、荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒すること。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意するとともに、運転手の手指の消毒及び靴底の消毒を徹底すること。

（２）一般車両

少なくとも、車両用踏込消毒槽や消毒マットを用いた消毒を実施すること。その際、常に十分な消毒の効果が得られるよう、消毒薬を定期的に交換すること。

３　消毒ポイントの設置期間

原則として、移動制限区域の解除を目安とするが、ウイルスの浸潤状況等に応じて、動物衛生課と協議の上、適宜見直す。

４　正確な情報提供・指導

発生都道府県以外の都道府県は、適切な車両の消毒が行われているにもかかわらず、発生都道府県車両の出入りが制限されることがないよう、正確な情報提供・指導を行うこと。

第 24　ウイルスの浸潤状況の確認等

1　ウイルスの浸潤状況の確認

（1）野生いのししにおける検査等

都道府県は、第 18 により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、当該野生いのししが確認された地点及び感染源となり得ると考えられた地点を中心とした半径 10km 以内の区域において、死亡した野生いのしし及び捕獲された野生いのししについて、ウイルスの浸潤状況の確認のために、原則として、遺伝子検出検査を実施する。特に、当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径３km 以内の区域については、浸潤状況の迅速な把握及び感染源の排除のため、関係機関が連携して、死亡した野生いのししを積極的に捜索し、遺伝子検出検査を実施する。また、それに外接する地域においては、野生いのししの捕獲を進め、感受性動物の個体数の削減を図る。その際、可能な限り防護柵等により囲い込みを行う。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第 18 の判定前に実施することができる。

【留意事項 72】野生動物における感染確認検査等に関する事項

都道府県は、防疫指針第 24 の１の（1）による死亡した野生いのしし及び捕獲された野生いのししの検査について、防疫指針第 18 により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けてから少なくとも 22 日間、原則として、遺伝子検出検査を実施する。また、必要に応じ、動物衛生研究部門に検体を送付し、血清抗体検査を実施する。

このため、都道府県の関係部局が連携し、当該区域において、死亡した野生いのししを発見した場合又は野生いのししが捕獲された場合には、担当部局に連絡することについて猟友会等の関係者へ協力を要請するよう依頼するとともに、これら野生いのししからの検体の採材に協力するよう依頼する。

なお、感染の拡大状況等によっては、実施期間の「少なくとも 22 日間」については、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、「当面継続」とする。

【留意事項 73】野生いのしし間及び野生いのししから豚等への感染拡大の防止

都道府県は、国、専門家等の意見、当該区域の野生いのししにおけるウイルス浸潤状況、環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況等）等を踏まえて、必要に応じて、野生いのししの捕獲による生息密度の低減に加え、防護柵の設置、狩猟の自粛要請、調査捕獲の調整、農地周辺の収穫残渣等の誘引物の除去その他効果的な方法による対策を検討する。

（2）豚等における検査

都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場（豚等を６頭以上飼養するものに限る。）に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、遺伝子検出検査を実施する。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第 18 の病性の判定前に実施することができる。

【留意事項 74】豚等における検査の実施を省略できる場合

防疫指針第 24 の１の（２）の豚等における検査について、同項の移動制限区域内において、新たに野生いのししで陽性が確認された場合には、既に当該豚等の検査が実施され、報告徴求により異状のないことが確認されている農場については、動物衛生課と協議の上、新たな豚等の検査の実施を省略することが可能である。

２　周辺野生いのししにおけるウイルス拡散防止対策

都道府県は、１により発見した死亡いのしし及び捕獲された野生いのししについて、遺伝子検出検査の結果を待たずに、汚染物品として焼却、埋却、化製処理又は消毒を行う。併せて、当該いのししが確認された地点の消毒を徹底する。

【留意事項 75】野生いのししにおけるウイルス拡散防止対策

防疫指針及びこの通知に定めるもののほか、ウイルスの拡散を防止するため、死亡いのししや捕獲された野生いのししの適切な扱いについては、野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針（令和６年３月 28 日付け５消安第 7804 号農林水産省消費・安全局長通知）を参照する。

３　飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第 34 条の２）

（１）都道府県は、第 18 により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及び第１の３の（２）によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、移動制限区域内を中心に豚等を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。

（２）都道府県は、（１）の結果、豚等の所有者が飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければアフリカ豚熱がまん延する可能性が高いと認める場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該豚等の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

①　衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項

②　衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項

（３）都道府県は、（２）の勧告を受けた豚等の所有者が、当該勧告に従わない場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

第４章　その他

第25　その他

１　種豚など遺伝的に重要な豚を含め、畜産関係者の保有する豚等について、個別の特例的な扱いは、一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、凍結精液や凍結受精卵などによる遺伝資源の保存、種豚の分散配置等により、日頃からリスク分散を図る。

２　農林水産省消費・安全局長は、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。

３　農林水産省は、防疫措置の改善等に寄与する研究・開発を進め、その成果が出た場合は、本指針を速やかに見直す。

４　都道府県は、防疫措置の完了後も、豚等の所有者や防疫措置従事者が精神的ストレスを持続している事例があることに鑑み、農場への訪問、相談窓口の運営の継続等のきめ細やかな対応を行うよう努める。また、豚等の所有者、市町村、関係団体等に疫学調査の結果、豚等の再導入に向けた手続等について情報提供を行う。

５　農林水産省消費・安全局長は、アフリカ豚熱が発生した場合であって、本指針に追加して防疫措置等を講ずる必要が生じた場合には、小委の専門家等の意見を踏まえ、通知等により、緊急的に運用することとし、防疫措置終了後に本指針の改正を検討することとする。

【参考】

（別紙１）

アフリカ豚熱の診断マニュアル

アフリカ豚熱ウイルス（ASFV）は、アスファウイルス科アスフィウイルス属に分類される２本鎖DNAをゲノムにもつ一属一科のウイルスである。ASFVは明確な血清型が定められていないが、ゲノムの塩基配列の違いに基づいた型別が可能で、現在24種の遺伝子型の存在が知られている。アフリカ豚熱は、ウイルス株の病原性の違いや宿主側の要因(動物種、健康状態等)によって異なるが、豚及びいのししにおいては概ね甚急性型又は急性型の病型を示す。経口感染あるいは接触感染の場合の潜伏期間は5～21日といわれるがこれより短い経過で発症することもある。甚急性型では明瞭な病変を示さず死亡することが多く、また急性型では、最も特徴的な所見として、脾臓のうっ血性脾腫(黒色化と腫大)、胃の周囲のリンパ節と腎門リンパ節の暗赤色化がみられる。赤色透明の腹水や胸水の増量、扁桃の出血(赤色化)、腎臓の点状出血もしくは暗赤色化、腸間膜リンパ節の腫大と暗赤色化、消化管粘膜の出血、肺水腫をみることもある。重篤な症例では心外膜心内膜の点状出血、肝臓の出血斑、膀胱や胆嚢の粘膜の点状出血等の内臓諸臓器の出血性変化が認められる。血液の凝固不全をみることも多く、天然孔や皮膚の擦過傷からの出血が続いたり、解剖時に血液が固まりにくいのも本病の特徴の一つである。亜急性型では急性型と同様の病変が観察されるが、経過が長いため病変が進行し、急性型と比べより重度なうっ血性脾腫やリンパ節病変が認められる。リンパ節の暗赤色化も腹腔内リンパ節の多くで確認される。

ASFV が未発生地域へ侵入した場合には、特別な症状を示さずに突然死する症例が続くことで初めて疑われる場合も多い。疫学的情報(発生状況)及び解剖所見でアフリカ豚熱を疑うことは可能であるが、死亡頭数の増加のみでは他の急性伝染病と判別することは難しく、また解剖所見においてもリンパ節の出血病変や天然孔からの出血、脾臓の腫大等だけにもとづいて豚熱、トキソプラズマ、炭疽等と類症鑑別することは困難であることから、本病を疑う事例については、定められた検査機関においてウイルス学的検査を実施することが必須である。この際、特に感染初期においては豚群内での本病の有病率が比較的低いことに留意し、死亡個体や臨床症状を呈する個体から検体を採取することが望ましい。

アフリカ豚熱は感染から死に至るまでの経過が短く、殆どの症例では抗体価の上昇を認めないため血清学的検査の診断としての有用性は低い。迅速な診断には ASFV の遺伝子を特異的に検出する遺伝子検出検査が最も有効である。

Ａ　飼養豚等

１　検査方針

本マニュアルは、都道府県が日頃実施する一般的な病性鑑定及び浸潤状況に係る調査の際にアフリカ豚熱を検出するための検査手技についてまとめたものであり、アフリカ豚熱を疑う異状豚の通報があった場合については、動物衛生研究部門に検体を搬入し、遺伝子検出検査及び必要に応じて遺伝子解析等を実施する（初発事例）。

なお、都道府県が実施する検査は、検査の迅速性、検体の処理数及び豚熱との類症鑑別を勘案すると、血液（全血又は血清）又はそれらの採取が困難な事例にあっては扁桃、

脾臓等の臓器由来の試料を用いた検査が適切である。

２　コンベンショナルPCR及び制限酵素処理

（１）材料

血液（全血又は血清）又はそれらの採取が困難な事例にあっては臓器（扁桃、脾臓等）を用いる。全血を用いる場合、抗凝固薬は原則として EDTA を用いることとするが、核酸抽出キットによっては使用できないものもあるのでキットに添付されている説明書に従って選択すること。

臓器を用いる場合、安全キャビネット内で検査用に採材した組織片１g 程度を秤量し、ハサミ等で細切する。次いで乳鉢等を用い、10%w/v となるように氷冷した PBS を入れてよく磨砕し、懸濁液を調整する。（処理までに時間を有する場合は試料を４℃で保管し、可能な限り速やかに乳剤調整に供すること。また調整に際しては乳鉢、乳棒等を予め冷却するなど、試料を低温（４℃前後）に保つことが望ましい。）懸濁液は、４℃、3,000rpm で 15 分間遠心分離し、上清を 10%乳剤として使用する。調整した乳剤は速やかに核酸抽出に供する。やむを得ず保管する場合には、数日程度であれば４℃、それ以上の期間の場合は-80℃で保管する。

なお、乳剤作成については、ホモジナイザーや細胞破砕装置等を用いることも可能だが、試料の温度上昇に注意すること。

また、精液を検査する場合においても同様の手法により検査することは可能であるが、材料が精液の原液である場合には、精液用希釈溶液、PBS あるいは生理食塩水により市販品と同程度に希釈（50 倍希釈）すること。

（２）核酸抽出

抽出用の材料に適した市販の核酸抽出キット（ウイルス DNA の抽出が可能なもの）を選択し、添付の説明書に従って核酸の抽出を行う。検査の精度を確認するため、必ず PBS を抽出陰性対照として置き並行して作業を行うこと。

（３）PCR 反応

市販の PCR 用酵素を用いる。陽性対照試料にはコンタミネーションやウイルス漏出を防止するため動物衛生研究部門が作製・配布する専用の試料を使用すること。

①　プライマー（当面は動物衛生研究部門から配付する予定）

TE 緩衝液で 10μM（10pmol/μL）に調整し使用する。

Forward：5’-CTGCT-CATGG-TATCA-ATCTT-ATCGA- 3’

Reverse：5’-GATAC-CACAA-GATC(A/G)-GCCGT- 3’

②　陰性対照及び陽性対照用試料

陽性対照：動物衛生研究部門が配布する陽性対照用試料を用いる。

陰性対照：抽出陰性対照及び反応陰性対照（PBS）を用いる。

③　反応液

PCR 用酵素、緩衝液、プライマーセットを含む PCR 反応液を調整し、被検試料、抽出陰性対照、反応陰性対照、陽性対照用試料を加える。反応液の調整は氷上で行うこと。

【反応液の組成】

反応用緩衝液	2.5μL
10μM Forward プライマー	1.25μL
10μM Reverse プライマー	1.25μL
PCR 反応用酵素	0.125μL
dNTP Mixture（酵素に添付）	2.0μL
超純水	16.875μL
各試料	1.0μL
合計	25.0μL

④　PCR 反応条件

98℃	10sec	30 サイクル（原則として 30 サイクル以上の増幅は行わない）
64℃	30sec	
72℃	30sec	
４℃	∞	

⑤　アガロース電気泳動

電気泳動は、TAE 又は TBE バッファーで２%アガロースゲル（先染めの場合、検出機器に適した DNA 染色用試薬を適量添加する）を作成し、135V、25 分または 100V、30 分で電気泳動を実施する。

⑥　判定（一次判定）

当該 PCR 反応が陽性の場合は、被検試料では 250bp の特有の遺伝子が確認される。一方、陽性対照用試料では 231bp の特異的な増幅産物が確認される。陽性対照用試料で特異的な増幅産物が確認され、各陰性対照で増幅が認められない場合に PCR が成立していると判断する。

（４）制限酵素処理

（３）の PCR 検査において、検査が成立し、かつ被検試料に特異的な増幅産物が確認された場合は制限酵素 *Eco*R Ⅰ を用いた処理を行う。制限酵素処理は、*Eco*R Ⅰ-HF の場合 37℃で 15 分間以上、*Eco*R Ⅰ の場合は１時間以上反応させ、電気泳動を行う（（３）の⑤と同様）。

制限酵素処理の結果、被検試料の特異的な増幅産物が *Eco*R Ⅰ 酵素によって切断されず 250bp のままなのに対し、陽性対照試料が 135bp と 96bp に切断された場合、当該の被検試料は ASFV の PCR 陽性と判定する。（被検材料が *Eco*R Ⅰ で切断された場合は、

ASFV に由来する増幅産物ではなく、陽性対照試料の汚染等が疑われる。）

【反応液の組成】

反応用緩衝液	2.0μL
*Eco*R Ⅰ	1.0μL
超純水	7.0μL
PCR 反応済み試料	10.0μL
合計	20.0μL

３　リアルタイム PCR

リアルタイム PCR の実施に当たっては、市販のキットが簡便である。反応条件等についてはキットに添付の説明書を参照すること。

被検試料としては血液（全血又は血清）を用い、キットに添付されている説明書に従って調整する。可能な限り新鮮で溶血の少ない、清澄なものを用いることが望ましい。また、血液の採取が困難な事例にあっては臓器（扁桃、脾臓等）を用いることも可能であり、キットに添付されている説明書に従って被検試料を調整する。

リアルタイム PCR で陽性が確認された場合は、動物衛生研究部門に検体を搬入し、確定検査を実施する。

４　検査結果の取扱い

２の検査において「PCR 反応」が陽性、かつ「制限酵素反応の判定」が陽性と判定された場合、又は３の検査において「PCR 反応」が陽性と判定された場合には、ASF の病性鑑定として所定の手続きに則り、直ちに動物衛生課へ報告の上、アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、必要な措置を講ずる。この際、詳細なデータ（PCR 反応及び２の検査の場合は制限酵素切断反応産物の電気泳動像）とともに臨床症状、剖検所見、疫学情報を添付すること。また、豚熱、その他の類似疾病との鑑別に留意すること。

５　ASFV が含まれる試料等について

ASFV 陽性と判定された個体に由来する血液、血清、その他の試料は、家畜伝染病予防法で、その所持に関して農林水産大臣の許可が必要とされる「家畜伝染病病原体」のうち特に重要な「重点管理家畜伝染病病原体」を含む試料として規定されているため、当該病原体を所持する許可を受けていない家畜保健衛生所等においては、所定の期間内に滅菌するか、許可を有する動物衛生研究部門海外病研究拠点に譲渡する等、定められた措置を講じるとともに農林水産大臣に届け出る必要があるので注意する。

６　野生いのしし

野生いのししにおいて検査を実施する場合は本マニュアルを準用する。

野生いのししの検体については、特に飼養豚等の検体と交差汚染しないよう注意が必要であることから、Ａの２に記載のコンベンショナル PCR 及び制限酵素処理のほか、PCR 反応後に電気泳動が不要で、多検体処理にも適した市販のリアルタイム PCR の活用も検討

する。リアルタイムPCR検査の実施に当たっては、市販のキットが簡便である。反応条件等についてはキットに添付の説明書を参照すること。

被検試料としては血液（全血又は血清）を用い、キットに添付されている説明書に従って調整する。可能な限り新鮮で溶血の少ない、清澄なものを用いることが望ましい。また、血液の採取が困難な事例にあっては臓器（扁桃、脾臓等）又は耳介を用いることも可能であり、キットに添付されている説明書、動物衛生研究部門が作成するマニュアル等に従って被検試料を調整する。

野生いのししの初発事例においてリアルタイムPCRで陽性が確認された場合等は、動物衛生研究部門に検体を搬入し、確定検査を実施する。

（別紙２）

豚の評価額の算定方法

１　肥育豚

（１）評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 ＋ 肥育経費（１日当たりの生産費×飼養日数）

（２）素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する

② 素畜を自家生産している場合又は導入価格を確認することができない場合には、産み落とし価格を用いることとし、その算定方法については、直近年度の畜産物生産費における肥育豚生産費の 100 分の９を乗じて算定する。

③ １日当たりの生産費は、全算入生産費から産み落とし価格を除いた額を肥育期間（平均販売月齢）で除した費用に 100 分の 50 を乗じた前期１日当たり生産費（生まれた日から 70 日齢まで）及び 100 分の 130 を乗じた後期１日当たり生産費（71 日齢から出荷されるまで）を算定する。

④ 飼養日数は、素畜を導入する場合には導入した日から、繁殖・肥育一貫経営等の場合には素畜が生まれた日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

〔参考〕１日当たり生産費（平成 23 年度畜産物生産費調査）

● 産み落とし価格（全国平均）

全算入生産費 31,903 円×豚肉生産コスト全体に対する子豚生産に要するコストの割合 9% ＝ 2,871 円

● 肥育豚の１日当たり生産費（全国ベース）

（全算入生産費 31,903 円－産み落とし価格 2871 円）÷（肥育期間 6.4 か月×30.4 日）

＝ 149 円

・前期１日当たり生産費（0～2.3 か月齢） ：１日当たり生産費の 50%＝75 円

・後期１日当たり生産費（2.3～6.4 か月齢） ：１日当たり生産費の 130%＝194 円

【例】肥育豚を出荷時（6.4 か月齢）で評価

〔100 日齢の子豚を導入している場合〕

導入価格※　　１日当たりの生産費×飼養日数

15,220 円 ＋（194 円 ×（6.4 か月－3.3 か月）×30.4 日） ＝ 33,503 円

※この試算例では農業物価統計を用いて導入価格を設定

〔繁殖・肥育一貫経営等で導入価格がない場合〕

産み落とし価格　　１日当たりの生産費×飼養日数

2,871 円 ＋ （（75 円×2.3 か月）＋（194 円×4.1 か月））×30.4 日＝ 32,295 円

肥育豚

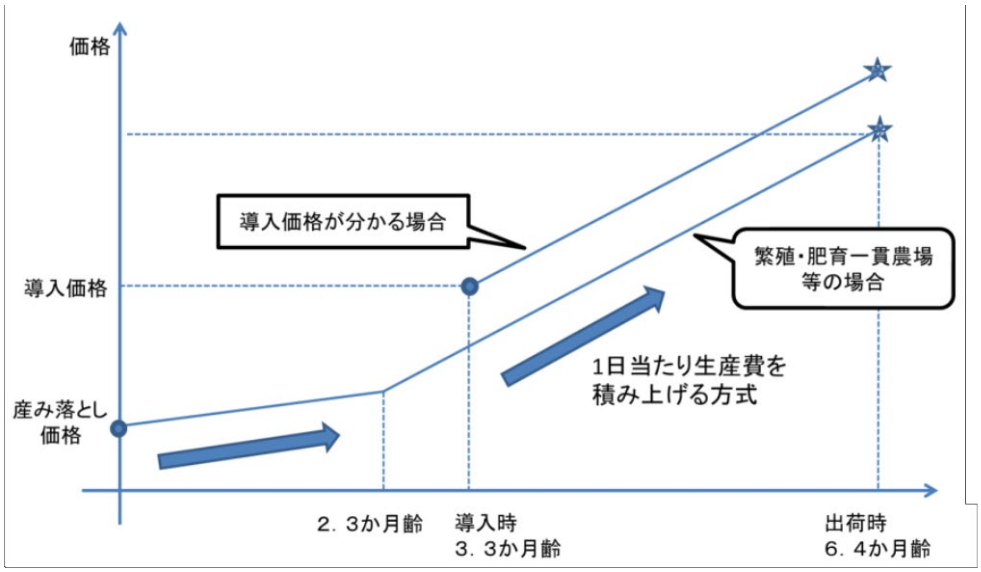

２　繁殖雌豚

【繁殖雌豚（未経産）】

（１）評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 ＋ 育成経費（１日当たりの生産費×飼養日数） ＋　受胎加算金

（２）素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

①　導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。

②　導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の豚（品種、用途（繁殖向等）等が同一の豚）の平均取引価格（直近１年間のもの）とする。

③　１日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の１日当たりの生産費を利用する

④　飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

⑤　受胎している場合には、受胎分として母豚価値の２割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【繁殖雌豚（経産）】

（１）評価額の基本的な算定方法

初産時基準価格×評価指数／１００　＋　受胎加算金

（２）初産時基準価格及び評価指数の算定方法

①　初産時基準価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 ＋平均初産月齢までの育成経費（１日当たりの生産費×飼養日数）

なお、素畜の導入価格及び育成経費は繁殖雌豚（未経産）と同様の算定方法とする。

②　評価指数は、初産時の評価を１００とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。

③　１日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の１日当たりの生産費を利用する。

④　受胎している場合には、受胎分として母豚価値の２割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価指数（繁殖雌豚）
各都道府県が同様のものを独自に保有している

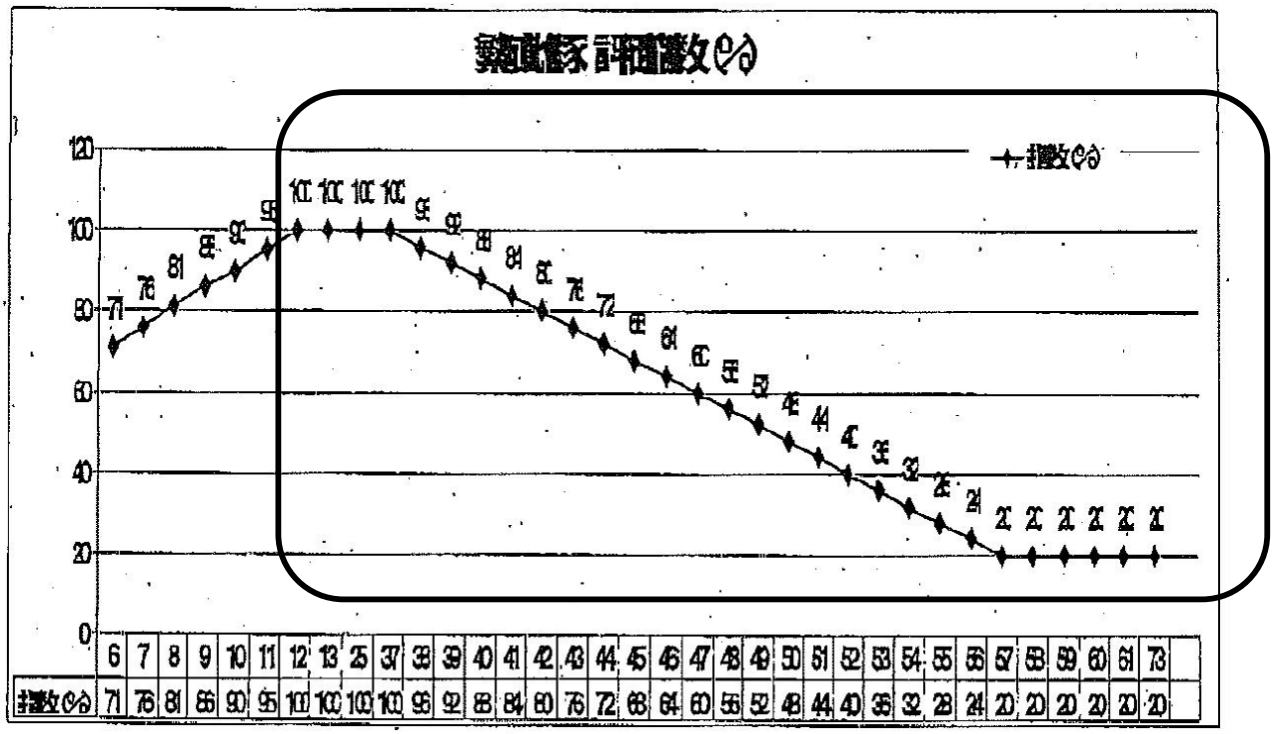

【例】繁殖雌豚を初産時（約 12 か月齢）で評価

導入価格　　（１日当たりの生産費×飼養日数）　　妊娠加算分

{ 55,280 円(繁殖用雌豚(雑種) 平均購入価格) +194 円×(12 か月−3.3 か月)×30.4 日} ×1.2

＝ 127,779 円

（別紙３）

アフリカ豚熱に係る防疫スケジュール例

時間	国	県	家畜保健衛生所（家保）	農場	周辺農場	市町村・警察・関係団体・家畜集合施設
事前準備	● 緊急連絡名簿（官部、関係省庁、省内対策本部員、都道府県） ● 防疫資材（バックアップ用）備蓄	● 緊急連絡簿（対策本部会議員、市町村、JA、畜産団体、防疫協定団体、資材業者、緊急動員者） ● 防疫資材備蓄 ● 埋却予定地及び焼却施設等の確保 ● 農場規模別動員者数・資材算定表 ● 動員者支援センター候補施設選定（市町村体育館等） ● 動員者・資材配送車の事前確保（トラック協会、バス協会、市町村、団体等との覚書作成） ● 消毒ポイント候補地選定	● 防疫マップ（農場、畜産関連施設、消毒ポイント候補地） ● 農場情報のリスト化（所有者、住所、緊急連絡先、飼養頭数、豚舎配置図、埋却地、飼養衛生管理状況、疫学情報） ● 動員者支援センター候補施設選定（市町村体育館等） ● 動員者・資材配送車の事前確保（トラック協会、バス協会、市町村、団体等との覚書作成） ● 緊急病性鑑定セット準備	● 特定症状発見時の通報ルール作成 ● 緊急連絡先掲示（家保、管理獣医師） ● 農場内施設配置図作成 ● 埋却予定地の確保	● 特定症状発見時の通報ルール作成 ● 緊急連絡先掲示（家保、管理獣医師） ● 農場内施設配置図作成 ● 埋却予定地の確保	● 動員者緊急連絡簿 ● 農場周辺登記情報整備 ● 動員者支援センター候補施設の利用時ルール作成 ● 資材配送車の提供準備
0hr	県から第１報受理	家保から第１報受理 国へ第１報報告	通報受理、経緯・症状の聞き取り 移動自粛・立入制限・農場情報整理要請 県庁へ第１報報告 防疫員が農場へ出発	**異常家畜の通報** 移動自粛・立入制限・農場情報整理		
1hr	省内防疫関係者へ連絡 制限区域内農場配置状況図の作成	緊急連絡簿の確認 動員者数・資材算定表の確認	農場情報、防疫マップの確認 防疫員が農場到着	防疫員受入		
2hr	県から写真及び報告書受理 動物衛生研究部門へ連絡、協議	家保から写真及び現地報告書受理 国へ写真及び現地報告書報告	（農場において） 臨床検査、写真撮影、疫学関連調査 現地報告書作成 県庁へ写真及び現地報告書報告 異常豚及び周辺豚の採血 畜主へ患畜確定後の流れを説明	臨床検査、疫学関連調査対応 採血協力 患畜確定後の流れの説明受け		
3hr	**ASF疑いで検体送付決定** 県へ検体送付指示 県から防疫関連情報を受理	家保へ検体送付指示 農場の移動制限等を指示 防疫関連情報の整理 国へ防疫関連情報を報告	県庁から検体送付の連絡受理 農場へ移動制限を指示 異常豚、血液材料を農場から回収し家保へ輸送	**移動制限、農場閉鎖** 異常豚回収立合		
4hr	内閣官房・官部へ連絡 防衛省等関係省庁へ連絡 管轄農政局へ連絡 牛豚小委へ連絡、疫学関連情報を提供 プレス案作成、県との調整	疫学関連県へ連絡 市町村、警察、団体へ連絡 地域の自衛隊への事前情報提供 畜産関係行事の自粛要請 3km以内の農場の移動自粛指示 プレス案作成、国との調整 と畜場等へ疫学情報徴取	備蓄防疫資材の確認 疫学関連農場リストアップ 周辺農場の発生状況確認検査準備 3km以内の農場の移動自粛要請 防疫計画作成のための現地調査（埋却地、作業動線、必要資材、配置等確認） と畜場等へ疫学情報徴取 異常豚、血液材料到着	防疫計画策定のための現地調査への協力	3km以内の農場の移動自粛 （と畜場等）疫学調査への協力	（市、警、団）県庁から連絡受理 （市）関連情報整理、体制確認 （団体）畜産関係行事中止
5hr	プレスリリース（国、県同時）・マスコミ対応 省内対策本部開催 本省リエゾンが県へ出発 県から解剖結果報告受理 県庁へ農政局連絡員派遣	プレスリリース（国、県同時）・マスコミ対応 県対策本部・緊急連絡会議（県、市町村、団体） 移動制限告示準備 家保から防疫計画（1次）受理 家保から解剖結果受理・国へ報告 農政局等関係機関連絡員到着 （農場へ）封じ込め作業者派遣	**死亡豚解剖**・材料（血液、臓器）採取 現地対策本部・連絡会議 （当該市、団体） 制限区域の設定 県庁へ防疫計画（1次）報告 県庁へ解剖結果報告 消石灰、駆除資材を農場へ配送			（市）マスコミ対応 （市）（警）通行遮断場所の調整 （市、警、団）現地対策本部出席 （市）制限区域の設定（県へ協力）
6hr	**農場封じ込め作業開始** 県から検体出発の報告受理 県から防疫計画（1次）・動員者・資材要請受理 動物検疫所へ派遣調整（獣医） 都道府県へ派遣調整（獣医） 動物検疫所で備蓄資材輸送調整	家保から検体出発の報告受理・国へ報告 国へ防疫計画報告（1次）及び動員者派遣・資材提供要請 獣医師会等へ派遣要請（獣医師） 市、団体へマイクロバス、トラックの手配要請 （動員者・資材輸送） 協定締結団体へ協力要請（防疫作業、資材、輸送） 備蓄資材の追加発注 自衛隊へ防疫計画（1次）報告	**動衛研へ検体発送** 県庁へ検体出発の報告 PCR検査開始 （農場）石灰消毒、ねずみ・ダニ駆除着手 周辺農場へ石灰消毒、ねずみ・ダニの駆除指示	封じ込め作業派遣者到着 消石灰、駆除資材到着 石灰消毒、ねずみ・ダニ駆除実施		（市）住民連絡準備、資材確認 （市、畜産団体、協定団体）動員者リストアップ、資材・重機手配、動員・資材運搬車配車
8hr		市、警察へ消毒ポイント候補地相談			石灰消毒、ねずみ・ダニ駆除実施	（市）（警）消毒ポイント等調整
10hr	**県PCR陽性** 県から検査結果受理 内閣官房・官部へ連絡 防衛省等関係省庁へ連絡 牛豚小委へ連絡、疫学情報を踏まえた予防的殺処分等の検討 関係者へ情報提供	国へ検査結果報告 自衛隊・関係機関へ情報提供 自衛隊への派遣要請の検討 農水省リエゾン到着				県から検査結果受理 （市）周辺住民連絡 （警）周辺巡回開始
12hr	**動物衛生研究部門に検体到着** （関係閣僚会議開催・現地対策本部設置検討） **防疫拠点施設の開設（農場仮設テント、支援センター）** 派遣者へ移動指示 国資材の輸送指示 県から防疫計画（2次）受理	（現地農林事務所） ・支援センター設置作業 ・農場仮設テント設置作業 ・消毒ポイント設置作業 ・備蓄資材倉庫から資材積込 （現地農林事務所） ・支援センターへ資材発送 ・農場仮設テントへ資材発送 埋却地決定 国へ防疫計画（2次）報告 自衛隊へ防疫計画（2次）報告	周辺住民へ防疫作業実施の説明	農場仮設テント設置 農場仮設テントへ資材搬入		支援センター開設（市）設置補助 （市）仮設テント設置補助 消毒ポイント設置開始 （市・警）消毒ポイント設置支援 （団体）資材運搬トラック配車 （市）住民説明会開催 支援センター資材到着（市）搬入補助 （市）農場仮設テント資材搬入補助
（夜間）	● 省内対策本部、プレス準備 ● 注意喚起通知準備 ● 県と疫学農場特定の協議	● 第2次以降動員者の手配 ● 対策本部、プレス資料準備 ● 国と疫学農場特定の協議 ● 支援センター、仮設テント、消毒ポイント稼働準備	● 発生状況確認検査準備 ● 防疫作業準備			● 支援センター、仮設テント、消毒ポイント準備補助
18hr	**防疫拠点施設の設置・資材準備完了（農場仮設テント、支援センター）** 応援者現地集合（順次） 疫学調査チーム派遣 動物検疫所備蓄資材を搬送 **検査結果判明（PCR陽性）** 牛豚小委に意見照会 県へ検査結果報告	（県動員者）支援センターに集合 国から検査結果受理 自衛隊・関係機関へ結果連絡 （県動員者）農場へ出発	（支援センターで）動員者へ防疫作業の説明 （農場で）家畜の評価			支援センターに県動員者集合 （市）県から検査結果受理 （市・団体）動員者輸送バス配車
24hr	牛豚小委から回答受理 **患畜・疑似患畜確定** 県へ確定の連絡 内閣官房・官部へ連絡 関係省庁へ連絡 **防疫作業開始** プレスリリース（国、県同時） 省内対策本部開催 （指示により政務派遣） （関係閣僚会議開催・現地対策本部設置） 疫学調査チーム現地調査開始 牛豚小委開催（予防的殺処分を含む防疫方針検討） 以降随時省内、関係省庁連絡	国から確定の連絡受理 関係機関・団体へ連絡 プレスリリース（国、県同時） 県対策本部会議開催 必要に応じ、自衛隊へ派遣要請 防疫作業開始 移動・搬出制限区域の告示 消毒ポイント運営開始 以降随時庁内、関係機関等連絡	発生状況確認検査 制限区域内農家への連絡、指導 疫学調査チーム現地調査開始 以降防疫指置状況把握、随時報告	埋却地掘削開始 通行遮断 疫学調査チーム現地調査協力	（農場）発生状況確認検査（3km） （農場）移動制限（3km）、搬出制限（10km） （農場）放牧中止 周辺農場は、必要に応じて予防的殺処分を実施。	（市）県から確定連絡受理 （市）発生状況確認検査補助 （市、警）通行遮断 （警）農場周辺警備 消毒ポイント運営開始 （市、警）消毒ポイント運営補助 （施設）と畜場等の停止、家畜市場等の豚等を集合させる催物の停止 （市）廃棄物処理開始
48hr				**殺処分完了目途**		
72hr						
96hr以降				**埋却・焼却完了目途**		

注）プレスリリース、省内対策本部等は通常、患畜・疑似患畜確定後とされているが、疑いが強い場合など特段の必要があるときは、判定前に実施することとされている。

注）関係省庁：厚生労働省、国土交通省、環境省等

（留意事項）

別記様式１～別記様式６（別添参照）